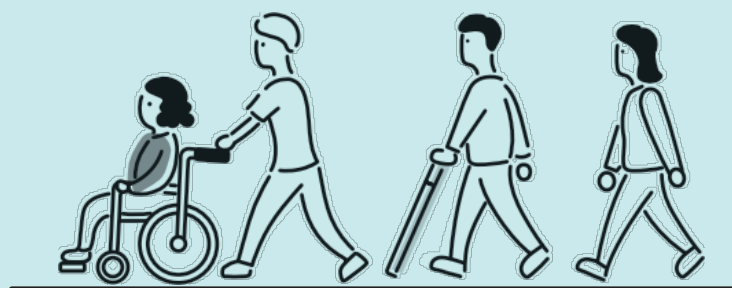


第 3 章 茨木市障害者計画(第 5 次)

茨木市障害福祉計画(第 7 期)

茨木市障害児福祉計画(第 3 期)



第1節 前計画の評価と課題

1 障害者施策に関する第4次長期計画の評価と課題

前計画の基本目標1 お互いにつながり支え合える

施策(1)すべての人が支え合う共生社会への取組

【取組状況と課題】

①つながり、支え合い、共に生きるための市民一人ひとりの取組

平成30年(2018年)4月に施行した「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」について、市広報誌やホームページ等への掲載のほか、概要版やリーフレット等を作成し配布するなど、周知に努めました。また、障害者週間における行事等の様々な機会を通じ、障害に対する理解を深める取組を行いました。

より多くの市民や事業者に、いかに本条例の趣旨について理解を促し、合理的配慮の視点に立った行動を浸透させていくかが、継続した課題です。

②障害者を支えるボランティアなど担い手の充実

地域における担い手づくりの取組として、「手話奉仕員*養成講座」の開催や、若い世代にも手話に親しんでもらえるように「こども手話教室」を開催するなど、障害者を支えるボランティアの育成や、担い手の充実に向けた様々な取組を実施しました。

市が実施する取組だけでは担い手の育成は十分ではなく、市民、市民団体、事業者等が主体となって行う障害への理解を深める活動や、担い手の裾野を広げる活動の促進が、今後の課題です。

施策(2)交流を通じての相互理解の促進

【取組状況と課題】

①障害のある人となない人の交流事業の充実

市民の障害理解を深めるため、障害のある人となない人の交流講座として、茨木市立障害福祉センターハートフル(以下、「ハートフル」という。)において、「スポーツ吹き矢体験講座」や「ダンス講座」等を開催するほか、茨木市障害者地域自立支援協議会*(以下、

※手話奉仕員:

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障害者等に手話通訳を行う人。

※障害者地域自立支援協議会:

障害者総合支援法に位置付けられる、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくための協議会。

「自立支援協議会」という。)「障害当事者部会」による「当事者交流会」等を開催し、交流機会の確保に努めました。

市だけではなく、市民活動団体や障害福祉サービス事業所等の様々な主体による交流機会の創出や協働の促進が、今後の課題です。

②障害者の社会参加を促進する地域での居場所づくり

障害者の社会参加や交流機会の充実を図るため、ハートフルにおいて、障害のある人とない人の交流講座を開催するなど障害者が気軽に社会参加し、交流できる場づくりを行いました。

また、地域住民が集い、活動・交流できる居場所として、地域活動支援センター(Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型)の運営を支援しました。

重層的支援体制整備事業の実施を踏まえ、こども・若者や高齢者等他分野の取組との連携による居場所の選択肢のあり方が、今後の課題です。

前計画の基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策(1)地域での包括的な相談支援体制の構築

【取組状況と課題】

①「茨木市障害者基幹相談支援センター※」による総合相談支援の推進

地域の相談支援の拠点として、障害者やその家族等の相談対応や地域の障害者相談支援事業所※への専門的支援、権利擁護等を行いました。

また、茨木市障害者基幹相談支援センター(以下、「基幹相談支援センター」という。)内の障害者虐待防止センターにおいて、虐待の防止や対応を行いました。

障害福祉サービスの利用に至った方に対する関係部局との連携や計画相談支援※へのあっせん調整が、今後の課題です。

②茨木市障害者地域自立支援協議会の機能強化と連携による支援体制の推進

自立支援協議会に設置している専門部会等を中心に、様々な関係機関が連携・協力しながら、地域課題の研究や課題解決に向け、検討を行いました。

中でも、平成30年(2018年)に発生した大阪府北部地震と台風21号を受けて発足した「災害対策ワーキンググループ(後に、「障害者避難所プロジェクトチーム」へと改変)」においては、当時の経験を踏まえ、障害のある人の避難所生活が少しでも快適になること、避難所運営に関わる人が障害特性や支援方法の理解を深めることを目的としたガイドブックを作成するなど、地域全体で障害者を支援する体制づくりに努めました。

取組の充実の一方、課題が多岐に渡ることにより会議回数や活動量が増加しており、参画機関の負担が年々増していることから、持続可能な取組となるように運営の効率化を図ることが、今後の課題です。

③相談支援事業所との円滑な連携及び相談支援体制の強化

身近な場所で気軽に相談できる窓口として、市の委託による障害者相談支援センター

※障害者基幹相談支援センター：

総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)や専門相談、権利擁護や虐待防止、また地域の相談支援体制及び成年後見制度利用支援事業を実施する中核的な総合相談支援機関。

※障害者相談支援事業所：

相談支援専門員が電話・面接・訪問などにより、障害者及びその家族の様々な相談を受け、福祉サービスの利用援助や専門機関の紹介、療育相談などを行う機関。指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所・障害者相談支援センターをまとめて呼ぶ場合の呼称。

※計画相談支援：

障害福祉サービスの支給決定に必要な計画案(サービス等利用計画案)の作成、支給決定を受けたサービスその他の支援を記載したサービス等利用計画の実施状況や利用者の状況の変化等に応じた計画の見直し必要性の評価(モニタリング)、関係者との連絡調整などを行う支援。

の設置を進め、相談支援体制の強化を図りました。障害者相談支援センターを10か所設置することにより市内5圏域における様々な困りごとについて身近に対応できる体制となり、障害福祉サービス利用に至っていない障害者への相談支援体制は、充実したものになりました。

また、障害者相談支援センターの業務に従事する相談支援専門員等に対する支援については、基幹相談支援センターが中心となり、ニーズの多かった研修を実施するとともに、専門的な指導や助言を行いました。

一方で、障害福祉サービス利用者が急増し続ける中、計画相談支援に従事する相談支援専門員の不足により、障害者が計画相談支援を希望しても利用できない状況が常態化しています。また、計画相談支援利用へのあっせん調整の仕組や、障害者相談支援センターによる支援を計画相談支援に引継ぐことが困難な事例があるなどの課題もあり、本来計画相談支援で支援を受けるべき既に障害福祉サービス利用に至った障害者への対応も継続して障害者相談支援センターで担っている状況が生じています。計画相談支援の利用率の向上へ向けた取組を充実させるほか、相談支援体制を最適化し、持続可能性を高めることが、今後の課題です。

そのほか、計画相談支援、障害者相談支援センター、基幹相談支援センター、地区保健福祉センターなど、相談支援機関の種類が多いことから、障害者やその家族にとって機能の違いが分かりにくく、相談しにくいと感じたり、円滑に必要な支援を受けにくかったりする状況も課題となっています。

このほか、ピアカウンセラーについては、養成講座を実施し、人材育成に努めました。

④ケアマネジメント体制の充実

属性や世代を問わない包括的相談支援体制を構築するため、地区保健福祉センターの設置を進めました。

障害分野におけるケアマネジメント体制を構築した上で、効果的・効率的に「重層的支援体制整備事業」に統合できるかが、今後の課題です。

施策(2)地域での自立した生活への支援の充実

【取組状況と課題】

①自立支援給付事業、地域生活支援事業の充実

自立支援給付事業については、市の独自財源による「重度重複障害者等支援事業」や「生活介護事業所入浴サービス促進事業」を、国の報酬改定の動向と整合性を図りながら実施し、障害者の在宅生活を支えるサービスの充実を図りました。

地域生活支援事業については、より安定した日中活動の促進を図るため、地域活動支援センターⅢ型の報酬を改定しました。

障害者の地域生活の継続を支援するため、より効果的で持続可能な事業のあり方を検討することが、継続した課題です。

②地域移行・地域定着支援のための体制整備

新型コロナウイルス感染症の影響により、施設や精神科病院への訪問が制限されるなど、活動が難しい中で取組を実施しました。

感染症法上の位置付けが5類に移行したことに伴い、「ポストコロナ」における、地域生活への移行・定着に向けた手法の検討が、今後の課題です。

③住まいの場の充実

共同生活援助(グループホーム)を開設する社会福祉法人等に対し、施設開設補助を実施し、住まいの場の充実に努めました。

共同生活援助(グループホーム)については、定員が増加し利用しやすくなったものの、障害の特性や程度、重複の状況によっては調整が難しく入居先が見つかりにくいケースがあることから、障害に応じた住まいの確保が課題です。

茨木市の保健福祉に関するアンケート調査(以下、「アンケート調査」という。)から、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームが、65歳未満の障害者の住まいとして選ばれ、また、将来の住まいとして選択肢に含まれている状況が見受けられることから、これらの住まいに関して、実態の把握に努める必要があります。

④地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等については、令和2年度(2020年度)に整備を行い、令和4年度(2022年度)には、自立支援協議会に「地域生活支援拠点等プロジェクトチーム」を立ち上げ、運用状況の検証・検討体制を構築しました。

また、機能の一部を担うハートフルにおいて、「福祉職のホスピタリティとマナー」、「いろいろな立場の福祉職員の育成」等の研修を開催し、専門的人材の確保・養成に向けた取組を実施しました。

地域生活支援拠点等の各機能の実効性の向上が、今後の課題です。

⑤適切なサービス提供と地域に根差した事業所運営の促進

必要なサービスが適切に提供されるように、新たに「支給決定基準」を策定しました。

また、ニーズに応じた質の高いサービスが提供されるように、障害福祉サービス事業所に対する説明会、研修、集団指導等を通じて指導、助言を行うなど、必要な支援に努めました。

また、就労継続支援B型の事業所が急増し、一定の充足を得たことから、茨木市立障害者就労支援センターかしの木園(以下、「かしの木園」という。)については、令和5年度(2023年度)から就労移行支援事業を中心とした事業形態へと機能を変更し、同年度末で就労継続支援B型を廃止しました。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)の改正に伴い、市内で一定充足したと考えられるサービス種別がある場合、本市障害福祉計画に基づき、事業所指定の要否、条件の付与の要否をどのように設定するのが、今後の検討課題です。

⑥茨木市障害福祉サービス事業所連絡会との連携強化

障害者やその家族が安心して生活できる地域づくりをめざして、茨木市障害福祉サービス事業所連絡会が参画する自立支援協議会の取組を通じて、災害時の避難所運営等について検討を行いました。

⑦障害福祉サービス等情報公表

医療機関・介護・障害福祉事業者検索ホームページ「いばらき ほっとナビ」に事業者情報を追加するとともに、障害福祉サービス等の事業所リストをホームページに掲載し、必要に応じて窓口で配布するなど、障害者が自分に合った事業所を適切に選択できるように充実を図りました。

⑧計画相談支援の実施

計画相談支援の利用率の向上を図るため、指定特定相談支援事業所※の開設や相談支援専門員の増員を促すための補助制度を創設しました。

計画相談支援の利用率は令和5年(2023年)3月末時点で34.2%と大阪府内で最下位の次位となっており、利用率を向上させることが喫緊の課題となっています。

利用率の向上に当たっては、計画相談に従事する相談支援専門員が不足していることや、他の事業との兼務者が多いこと、また、従業者の定着や人材育成、支給調整や採

※指定特定相談支援事業所：

市が指定を行っている相談支援事業所であり、障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画を作成し、作成したサービス等利用計画が最適かどうかをモニタリングし、必要に応じて見直しや修正を行う計画相談支援を行う事業所。

算性など、複合的な課題があります。

⑨サービス提供事業者に対する支援・障害福祉サービスの質の確保

障害福祉サービス事業所については、集団指導、実地指導及び監査を適切に行い、サービスの質の確保に努めました。また、地域生活支援事業についても事業所訪問を行い、抱えている課題についての相談や指導・助言を行いました。

障害福祉サービス事業所における法令順守やサービスの質の向上への取組を促進するとともに、不適切な利用者対応、重大な基準違反、不正な報酬請求等が行われた事業所に対する厳正な対応は、市内の障害福祉サービスの質の確保を図る上で、継続して取り組む課題です。

⑩サービスを担う人材の確保・育成

地域生活支援拠点等における「専門的人材の確保・養成」の機能の活用や移動支援従事者養成研修を継続的に実施することにより、サービスを担う人材の確保・養成に努めました。

障害福祉サービス事業所において訓練、介護、相談、看護等各種人材の確保・定着が課題となっており、また、事業所や地域で実施する人材の技能向上・離職防止に向けた研修体制のあり方も課題です。

施策(3)精神障害者の地域での支援体制の充実

【取組状況と課題】

①精神障害者に対する地域における包括的なケア体制の充実

自立支援協議会の「地域移行・地域定着部会(精神科病院チーム)」を精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場として位置付け、関係機関と連携しながら取り組みました。

また、体制の充実を図る上で、精神科病院との連携も重要となるため、市内の精神科病院に協議の場への参加を依頼するなど、関係機関との連携強化に努めました。

新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限されたことを受け、今後、地域における多職種、多機関の更なる連携や、「ポストコロナ」における効果的な手法の検討が、今後の課題です。

②精神障害に関する理解促進

自立支援協議会や市が実施している出前講座等を通じて精神障害に関する啓発を行いました。

アンケート調査の結果から、精神障害に対する地域の理解が十分に浸透していないと見受けられることから、効果的な啓発の手法が今後の検討課題です。

施策(4)制度の谷間のない支援

【取組状況と課題】

①難病患者に対する障害福祉サービス等の円滑な利用による支援

難病患者が、適切に障害福祉サービスの利用につながるように、市ホームページ等を活用し周知に努めました。また、障害福祉サービスの申請を希望する難病患者に対して、適切に導入面談を行うことにより、円滑なサービスの利用を支援しました。

難病患者は症状が多様であり、「外見からは分かりにくい」という特有の事情を抱えており、障害の程度を適切に把握するのが難しいのが課題です。

②高次脳機能障害※・発達障害※に対する支援

障害福祉サービスの申請を希望する高次脳機能障害・発達障害の方に対して、必要な情報提供を行い、適切にサービスが利用できるように努めました。

また、高次脳機能障害の方への支援については、必要に応じて大阪府高次脳機能障がい相談センターや障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携し対応しました。

高次脳機能障害・発達障害は症状が多様であり、「外見からは分かりにくい」という特有の事情を抱えており、障害の程度を適切に把握するのが難しいのが課題です。

施策(5)医療サービス提供体制等の充実

【取組状況と課題】

①医療への支援

重度障害者に対して、重度障害者医療費助成制度の案内及び申請勧奨を行い、医療費助成を行いました。平成30年度(2018年度)に、精神障害者手帳1級所持者や障害年金1級に相当する難病患者を新たに対象要件に加え、制度を拡充しました。

②地域での機能訓練等リハビリテーション体制の充実

機能訓練等のリハビリテーションが必要と思われる利用者については、適切に導入

※高次脳機能障害:

病気や事故などの様々な原因で脳が部分的に損傷されたために、言語・思考・記憶・行為・学習・注意等の知的な機能に障害が起こった状態の総称。

※発達障害:

脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害をいう。それぞれの特性に応じた適切な支援が必要。

面談を行うことにより、円滑なサービスの利用につなげるとともに、障害者相談支援事業所等と連携し、必要な支援につなげました。

また、ハートフルにおいて、引き続き地域活動支援センターⅡ型事業を実施し、理学療法や作業療法による心身の機能の維持・向上が行える体制の充実に努めました。

利用者が求める訓練等のリハビリテーションの希望及び障害福祉サービス事業所が提供するメニューが多様化しており、希望と必要性に応じた適切なサービス種別の勘案や、事業所の選択の難しさが課題です。

施策(6)医療的ケア※の必要な方に対する支援

【取組状況と課題】

①医療的ケアに対する支援体制の充実

医療的ケアが必要な重度障害者等の在宅生活を支えるため、重度重複障害者等支援事業を継続的に実施し、医療的ケアの提供体制の整備・充実に取り組むほか、在宅療養を支えられるように福祉医療費助成制度の利用促進に努めました。

各事業を実施することにより、医療的ケアの提供体制の充実に努めているものの、重度障害者等の受け入れができる社会資源が、なお不足していることが、継続した課題です。

②医療的ケアに適切に対応できる人材の確保

茨木市立障害者生活支援センターともしび園(以下、「ともしび園」という。)及びハートフルの指定管理者に対して、看護師の配置や喀痰吸引等の研修の受講を求めるなど、医療的ケアに対応できる人材の確保に努めました。

看護師や介護職が不足しており、医療的ケアに対応できる事業所が少ないことが継続した課題です。

施策(7)保育・教育における支援の充実

【取組状況と課題】

①早期療育の充実

乳幼児健康診査、乳幼児全戸訪問事業、利用者支援事業(基本型・母子保健型)等を通して、保健師・保育士等が保護者の相談に応じ、障害の有無が明確でない段階から一人

※医療的ケア：

病院などの医療機関以外の場所で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為。平成24年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も喀痰吸引等の5つの特定行為に限り、研修を終了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

ひとりのニーズに応じた支援を行うとともに、療育を必要とする乳幼児について、適切な支援につなげることができました。

公立の児童発達支援事業所「すくすく親子教室」は、乳幼児健康診査と連携した早期療育をはじめ、乳幼児の発達に関する電話や面接での相談のほか、未就学児とその保護者が気軽に集える「つどいの広場」を巡回して相談を受けるなど、気付きを支援につなぐ初期療育機関として機能しています。今後も関係機関と連携し、障害児のライフステージ※に応じた切れ目のない効果的な支援を提供する体制の構築が継続した課題です。

②障害児保育の充実

保育所や幼稚園等において、障害のあるこどもと障害のないこどもが時間と空間を共有し、相互に影響を受けながら成長することをめざす統合保育・共生保育を引き続き推進しました。また、新たに私立幼稚園への巡回を開始するなど、心理判定員※による巡回支援の充実を図りました。

学童保育についても、障害の有無にかかわらず、児童が必要に応じて学童保育を受けることができるように、引き続き受入体制の整備に取り組むとともに、学童保育指導員の専門性の向上を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しながら、研修の充実に努めました。

更なる障害児保育の充実のためには、引き続き、保育士や幼稚園教諭、学童保育指導員等の資質の向上に努めることが課題です。

③障害児教育の充実

「ともに学び、ともに育つ」教育の観点から学校づくり、集団づくりを学校長のリーダーシップのもと支援教育コーディネーター※を中心に、教職員の共通理解の上、学校全体で進めました。「個別の教育支援計画※」「個別の指導計画※」ともに作成数が増加してお

※ライフステージ：

人の一生を乳幼児期・学齢期・妊娠期・壮年期・中年期・高齢期などに区切った、それぞれの段階。

※心理判定員：

児童相談所や身体障害者更生相談所などの施設で、児童や障害者の自立のために心理学的な見地からの援助を行う専門職。

※支援教育コーディネーター：

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、保護者と学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者。

※個別の教育支援計画：

障害のある児童生徒等一人ひとりの教育的ニーズを踏まえ、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した支援を行うことを目的として作成するもの。

※個別の指導計画：

個々の児童生徒の実態に応じた適切な指導を行うため、多様な学びの場で編成されている教育課程を具体化し、指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、適切かつきめ細かに指導することを目的として作成するもの。

り、児童生徒の実態把握から組織的な指導・支援に努めました。

通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒に対する支援については、個別の指導計画に基づいた、更なる効果的な推進が課題です。

④児童発達支援センターによる総合的な障害児支援

障害児支援の中核的役割を担う機関として、地域の障害児等に対する相談支援や保育所等訪問支援を実施するとともに、施設の有する専門機能をいかして、障害児通所支援事業所等に対する研修会等を行うことにより、連携や地域の発達支援の質の向上に努めました。

障害児相談支援※では、支援への認知の高まりもあり年々相談等の件数が増える中、相談内容の複雑化や多様化が顕著であることから、相談支援体制の更なる充実が課題です。

⑤特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の充実

自立支援協議会「子ども支援プロジェクトチーム」を、医療的ケアが必要な児童に対しての子育てや保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携を図る協議の場として活用しており、関係者が医療的ケアの必要な児童に関しての理解や認識を深めることができました。令和4年度(2022年度)からは関係機関の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーター※を、医療職、福祉職ともに1人ずつ配置し、それぞれの分野の強みをいかせています。様々な心身の状況にある医療的ケアの必要な児童の支援体制について、関係機関と課題の共有・協議や解決に向けた取組の実施が継続した課題です。

また、障害のある児童等が被虐待児とならないように、状況等に応じたきめ細かな支援を行うとともに、茨木市要保護児童対策地域協議会等と連携し適切な対応に努めました。

施策(8)学校教育・社会教育の充実

【取組状況と課題】

①障害のある児童・生徒に対する小・中学校教育の充実

「ともに学び、ともに育つ」を基本に、一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに応じた指導、支援の充実に資するため、支援教育に関する連絡会、研修会を実施しました。

支援教育地域支援整備事業を活用し、域内の支援学校へ教育相談を依頼し、専門的な

※障害児相談支援：

障害児の心身の状況等を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容を定めた障害児支援利用計画(以下「計画」という。)案の作成、給付決定後の計画の作成、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう一定の期間ごとの利用状況の検証等による計画の見直し及び関係者との連絡調整等を行う支援。

※医療的ケア児等コーディネーター：

医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、関係機関と連携し、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う者。

見地から指導内容や配慮についての助言を受けました。

すべての児童生徒に適切な指導、支援を実施するため、教職員全体の支援教育の専門性の向上が課題です。

②小・中学校における教育相談体制・研修の充実

新型コロナウイルス感染症の影響により、相談・研修ともに対面での実施が難しい時期もありましたが、オンラインなどを活用し、保護者の多様なニーズへ対応するとともに、教職員の資質向上に努めました。

更なる相談支援体制の充実のためには、教育センター所属の相談員の専門性向上や、教職員の資質向上が継続した課題です。

施策(9)障害教育の推進

【取組状況と課題】

①学校等における障害理解教育・学習活動の充実

保育所や幼稚園等において、障害のあるこどもと障害のないこどもが時間と空間を共有し、相互に影響を受けながら成長することをめざす「ともに学び、ともに育つ」教育を実施することにより、障害についての正しい理解や認識が深まりました。

また、すべての小・中学校において、車椅子・アイマスク体験や自閉スペクトラム症についての理解等の障害理解教育を計画的に進めることができました。

実践の場としてのボランティア活動については、新型コロナウイルス感染症の影響により計画どおりに進められなかったこともありました。関係機関等との連携を深め、活動の場の充実に推進していくことが課題です。

②家庭・地域における障害教育・学習活動の充実

新型コロナウイルス感染症の影響により、学習機会の提供が困難な状況が続く中においても、適切な感染症対策を講じながら実施手法を工夫し、一定の水準を維持した取組を実施できました。今後は、オンラインの活用など、社会情勢の変化に応じた学習機会の提供方法等の検討が課題です。

前計画の基本目標3 “憩える・活躍できる”場をつくる

施策(1)働きつづけられる環境の充実

【取組状況と課題】

①障害者雇用及び働きやすい環境づくりに対する企業等の理解の促進

障害者の就労支援体制の充実に向け、自立支援協議会「就労支援部会」等と連携し、市内の企業等に対する雇用支援セミナーを実施しました。

また、障害者雇用啓発リーフレットを配布し、法定雇用率※やテレワーク等の合理的配慮の視点に立った、働きやすい職場環境づくりについて、周知・啓発を行いました。

より多くの事業主に、障害者雇用等についての理解を深めてもらう事業の実施方法が、今後の検討課題です。

②各種助成制度などに関する周知

企業等が障害者雇用に積極的に取り組めるように、ハローワーク等と連携し、障害者雇用促進奨励金等の各種助成制度や相談窓口等について、市広報誌・ホームページを活用し周知を行うとともに、市内の事業主へリーフレットを配布するなど、情報提供を行いました。

制度改正等の新たな情報について、ハローワーク等と連携し、迅速に情報提供する手法が検討課題です。

③雇用分野における差別の解消

企業等が障害者雇用における合理的配慮の提供に主体的に取り組めるように、自立支援協議会「就労支援部会」等と連携し、市内の事業主や人事担当者を対象に、障害者雇用支援セミナーを実施しました。

より多くの事業主に啓発を行う手法の検討が、継続した課題です。

④就労拡大に向けた支援体制の充実

自立支援協議会「就労支援部会」等の活動を通じて、ハローワーク及び障害者就業・生活支援センター※と連携を図り、更なる支援体制の充実に取り組みました。

また、障害者の一般就労へのニーズの高まりや、雇用する企業に対する障害者理解や

※法定雇用率：

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定の割合に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないとされる数値。

※障害者就業・生活支援センター：

障害者の職業的自立を実現するため、就職や職場適応などの就業面での支援及び日常生活などに関する支援を身近な地域で関係機関との連携を図りつつ、一体的に提供する機関。

合理的配慮の推進など、近年の障害者就労に関するニーズに対応するため、令和5年度(2023年度)に、かしの木園が実施する事業を就労継続支援B型・自立訓練(生活訓練)から就労移行支援事業・就労定着支援へと転換し、「一般就労をめざし、定着できる地域づくりの拠点」として、一般就労へ向けた各種事業を新たに実施するなど、障害者の就労拡大に向けた支援体制の充実に取り組みました。

令和6年(2024年)の障害者総合支援法の改正に伴い、雇用と福祉の連携として、市と障害者就業・生活支援センターの連携が明記されたことに伴い、市、就労関係機関、障害福祉サービス事業所等の効果的な連携の促進が、今後の課題です。

⑤様々な就労体験を通じた障害者就労の促進

かしの木園では、自立訓練(生活訓練)を実施し、生活の疑似空間での体験を基に利用者の生活基盤を整え、就労意欲の向上に取り組みました。

また、市役所内の取組として、庁内職場実習や障害福祉サービス事業所の自主製品の販売を行うなど、就労体験の機会を提供しました。

⑥スマイルオフィスを活用しての就労意欲の向上

スマイルオフィスの取組により、利用者の就労意欲を高め、雇用終了後は一般就労へつなげました。スマイルオフィスの就労希望者が増加したことから、採用人数を拡充しました。

⑦障害者優先調達推進法に基づく取組の推進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、「障害者就労施設等からの物品等調達方針」を策定するとともに、かしの木園で実施している共同受注システムの運用により、受注拡大と工賃向上に取り組みました。

本市が発注する優先調達額は微増傾向にありますが、市各課からの更なる発注の増加や多様化、また、発注が増加した場合の障害福祉サービス事業所における生産体制の確保が、今後の課題です。

⑧共同受注システムの充実

共同受注システムは、都道府県による実施や事業所のグループによる実施が多い中、本市においては市の事業として実施しています。かしの木園への委託により運用しており、授産製品の販路拡大に向けた取組や、茨木商工会議所の会報誌「ハーモニック茨木」を活用し役務の受注について周知を行うなど、共同受注システムの充実に努めました。

これらの取組を行っているものの、市内就労継続支援B型事業所の平均工賃は全国

平均、大阪府平均と比較して低く、横ばいで推移していることが課題です。

本事業は、市内の通所系事業所の役務確保や授産製品販路拡大に係る業務負担軽減及び工賃の維持・向上に資する一方、発注先の開拓や販路拡大などの、本来各事業所が積極的に行うべき取組を阻害している可能性も考えられます。

なお、本事業の実績については、市からの優先調達による受注が多く割合を占め、民間企業からの受注は伸び悩んでおり、共同販売による収入の割合は10%未満となっています。

⑨働きつづけるための就労相談の充実

就労移行支援等の障害福祉サービスを利用し一般就労へ移行した者に対し、企業等での就労が継続できるように、必要に応じて就労定着支援の支給決定を行いました。また、かしの木園の役割を、福祉的就労から一般就労支援へと転換し、障害者が企業等で働きつづけられるように、就労相談ができる体制を充実しました。

就労移行支援以外の就労系サービスを利用し就労した者に対する就労定着支援の手法、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携、計画相談支援の不足等が、継続した課題です。

また、令和5年度(2023年度)に施設の役割を変更したかしの木園の取組を、着実に地域の事業所や企業等へ浸透させていくことが、今後の課題です。

施策(2)余暇活動を通じた社会参加の促進

【取組状況と課題】

①余暇活動を通じた社会参加の促進

大阪府障がい者スポーツ大会や市民プールの開放、ボッチャ*体験会などの身体活動*・スポーツの機会を確保するとともに、障害者週間に併せて開催する「障害者の手づくり作品展」を、他分野との協働によるアート展へと発展させるなど、文化芸術分野における取組を推進しました。また、障害者社会参加促進事業を継続して実施するなど、様々な余暇活動の機会の確保を図りました。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行や、本市文化振興ビジョン及びスポーツ推進計画の改定などを背景に、障害者の社会参加は、様々な分野に分化・多様化しており、多様な活動主体の取組や協働が促される環境づくり、活動の場となる

※ボッチャ:

障害者スポーツの一つ。赤又は青のボールを投げ、「ジャックボール」と呼ばれる白い目標球にどれだけ近づけられるかを競う協議。パラリンピックの公式種目。

※身体活動:

安静にしている状態よりも多くのエネルギーを消費するすべての活動。スポーツや運動だけではなく、日常生活における労働、家事、通勤・通学・趣味による歩行などの生活活動も含む。

公共施設の円滑な活用が、今後の課題です。

②様々な余暇活動に参加しやすい環境づくり

かしの木園が実施する共同販売や市と連携協定を締結している商業施設内でのイベントの開催など、様々な交流機会の確保を図りました。

また、行政と障害福祉サービス事業所、市民活動団体等が協働し、障害福祉等の啓発イベントを開催するなど、障害者が余暇活動に参加しやすい環境づくりに努めました。

地域共生社会の実現に向け、多様な主体による主体的で活発な協働を促す環境整備や仕組みの構築が、今後の検討課題です。

前計画の基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

施策(1)人権の尊重、差別のないまちづくりの推進

【取組状況と課題】

①障害に対する理解を深める啓発事業の充実

市民等の障害理解を深めるため、障害者週間に併せて実施する「障害者の手づくり作品展」の開催や自立支援協議会「研修・啓発プロジェクトチーム」が実施する啓発事業等、様々な取組を行いました。

市民や事業主が、より障害に対する理解を深めるためには、障害による困難さだけでなく、多面的な障害への理解が必要であり、交流や体験を通じることも重要です。市が行う啓発活動だけでなく、いかに多様な主体、場面、活動、発信を通じた啓発が行えるかが、今後の課題です。

②障害を理由とする差別の禁止

リーフレットの配布や出前講座等を通じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」に関する周知・啓発を行いました。

アンケート調査から、障害者差別の考え方や合理的配慮の提供の考え方が市民や事業主に十分に浸透しているとは言えない状況がうかがえることから、更なる啓発を行うことが継続した課題です。

③茨木市障害者差別解消支援協議会の設置

本市では、障害者の自立と社会参加に関連する関係機関(者)が行う、「障害を理由とする差別に関する相談」や「相談事例を踏まえた差別解消の取組」を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、平成30年(2018年)8月に「茨木市障害者差別解消支援協議会」を設置し、障害者差別事案発生時のあっせん、公表のあり方などの協議、市の取組の共有などを行ってきました。

各機関の取組状況や課題、事例の共有などによる地域全体における差別相談に対する対応力の向上や、差別の起こらない地域づくりへの取組が、今後の課題です。

④市民及び市民活動団体、事業者と連携した啓発の推進

市民、市民活動団体及び事業者に障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供についての認識を深めてもらえるように「合理的配慮の提供に係る助成」や「障害理解促進事業補助」等を実施しました。また、市民、市内障害福祉サービス事業所、市

民活動団体等とともに障害福祉等の啓発イベントを開催し、障害に対する理解や、差別解消に向けた取組を推進しました。

施策(2)虐待防止対策の推進

【取組状況と課題】

①虐待防止及び啓発への取組

障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止に向けた取組や事案への対応を行いました。

虐待を未然に防止するためには、関係機関との連携のもと、できるだけ早期に発見し介入することが重要なことから、障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会を運営し、関係機関との連携の促進に努めました。

また、市内を走行する路線バスに虐待防止に関するラッピング広告を行うなど、周知啓発活動にも力を入れました。

虐待防止及びその啓発は人権擁護の観点から継続して取り組むべき課題です。

②虐待対応の強化

24時間365日虐待通報を受け付ける専用ダイヤルや専用のメールフォームを設置し、時間を問わず、様々な方法により虐待に関する通報ができる体制を整備しました。

アンケート調査から、障害者虐待防止センターや虐待通報ダイヤルの認知度が低い様子がうかがえることから、これらの周知が継続した課題です。

施策(3)権利擁護の推進

【取組状況と課題】

①権利擁護の推進

成年後見制度を利用する必要性があるにもかかわらず、申立てができる親族がいなため利用ができない障害者に対し、市長が本人に代わり申立てを行い、又は本人による申立てを関係機関と連携して支援することにより、障害者の権利擁護を推進しました。

対象者の心身の状況や親族の状況により、当該制度の利用に係る支援が困難な方への対応が、継続した課題です。

②成年後見制度利用支援の推進(利用支援事業・報酬助成事業)

成年後見審判の申立てに要する費用や、成年後見人等への報酬の支払いが困難な障害者等にそれら費用の助成を行い、成年後見制度の利用促進を図りました。制度の周知

と、制度につなげる相談支援機関との連携が課題です。

③市民後見人の活用

＊「地域福祉計画」93ページ参照

前計画の基本目標5 安全・安心で必要な情報が活かされる

施策(1) 情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保

【取組状況と課題】

①特性に応じた情報提供の充実

市の広報誌については、障害者の希望に応じて、音声による「声の広報いばらき」や「点字版の広報いばらき」を発行し、市のホームページについては、「読み上げ」や「文字拡大」、また、WEB版「声の広報いばらき」を掲載するなど、障害特性に応じた情報提供を行いました。

また、市が主催する会議等では障害者の希望に応じて、手話通訳者※や要約筆記者※の配置、ルビ版や点字版の資料を提供するなどの合理的配慮を行い、障害特性に応じた方法で必要な情報提供を行いました。このほか、映像配信による講演等にも必要に応じ手話通訳の対応を行いました。

これらの取組を行っているものの、アンケート調査からは、「市全体として障害に応じた情報提供が十分とは言えない」との回答が過半数を占めており、効果的な情報提供のあり方が、今後の課題です。

②多様なコミュニケーションを支援する人材の確保・育成

「手話奉仕員養成講座」について、若い世代に対して手話に親しんでもらえるように、市内の大学に講座のチラシ設置・配布を依頼し、学生の受講を促すとともに、小・中学生を対象とした「こども手話教室」を開催するなど、障害理解を深めてもらえるように努めました。また、手話が初めての方向けの「入門基礎講座」とスキルアップを図りたい方向けの「ステップアップ講座」を設けるなど、習熟度に応じた講座を開催し、支援者の人材確保・養成に努めました。

※手話通訳者：

大阪府が実施する登録試験に合格し、聴覚障害者等に、特に専門性の高い手話通訳を行う人。更に専門的な知識、技術を有する手話通訳者として手話通訳士(厚生労働省認定資格)がある。

※要約筆記者：

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障害者等に要約筆記を行う人。要約筆記は聴覚障害者のために意思疎通を図る手段の一つで、話し手の内容をつかんでそれを筆記して聴覚障害者等に伝達するもの。

「手話奉仕員養成講座」については、多数の受講があるものの、手話通訳の実践に至る人材が少ないのが課題です。

施策(2)移動手段の確保

【取組状況と課題】

①移動支援サービスの充実

移動支援については、「移動支援」や「同行援護」等のサービスを、障害者のニーズに応じて適切に支給決定を行うとともに、移動支援従事者養成研修を継続的に実施するなど、サービス提供体制の充実に努めました。

また、大阪府北摂ブロック福祉有償運送運営協議会※に参画し、福祉タクシーによる移動手段の充実に努めました。

施策(3)安全・安心に暮らせる住まいづくり

【取組状況と課題】

①住まいのバリアフリー化等の推進

歩行に困難を抱える障害者等の日常生活における安全性や利便性の向上に向け、自宅における住宅改造費や住宅改修費の助成を引き続き実施し、住まいのバリアフリー化に取り組みました。

施策(4)防災の推進

【取組状況と課題】

①特性に応じた災害時の情報提供体制の充実

災害時の避難所において、災害や支援に関する情報等を掲示し視覚的に確認してもらえるように情報提供体制を充実させたほか、避難行動要支援者等を対象に、予め登録された電話やファックスへ避難情報等を音声や文字情報で伝える災害情報自動配信サービスを行うなど、情報伝達手段の多重化・多様化に努めました。

また、救急等の緊急通報について、聴覚障害者等、音声による意思疎通が困難な障害者に対し、ファックスで通報が行える体制を整えたほか、緊急通報装置やスマートフォン・携帯電話のインターネット機能を利用し文字等により119番通報(消防車や救急車の要請)ができるNet119緊急通報サービスについて、市広報誌やホームページ等を活用し、周知を行いました。

※福祉有償運送運営制度(協議会):

NPOや社会福祉法人などが、高齢者や障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、余暇などを目的に有償で行う車による移送サービスのこと。

以上の取組を行っているものの、アンケート調査からは、多くの方が、「障害に応じた情報提供体制が十分とは言えない」と感じている様子がうかがえることから、平常時からの情報提供に加え、災害時の効果的な情報提供のあり方が、今後の課題です。

②福祉避難所の設置・災害協定に基づく支援体制の整備

福祉避難所への備蓄の充実強化により、障害者など要配慮者が安心して過ごせる環境整備に努めました。また、「要配慮者避難施設(災害協定に基づく福祉避難施設)」の運用について検討を行いました。

災害発生時に福祉避難所等を円滑に運用するためには、対象者の指定やスタッフの確保等の検討課題があります。

③避難所における福祉ニーズへの対応

自立支援協議会において、平成30年(2018年)に発生した大阪北部地震や台風21号の災害時の経験を踏まえ、障害児・者やその家族、支援者が感じた課題の解決に向けた取組を行いました。その中でも、避難所運営に活用するため、障害種別に応じた支援や配慮の仕方等を取りまとめた「避難所における障害者支援ガイド」を作成し、市の避難所要員に活用してもらえるように整備を行いました。

また、茨木市避難所運営マニュアルを策定し、障害児・者などの要配慮者が安心して快適に避難所で生活ができるように、ユニバーサルな避難所をめざしていくことを避難所運営の基本的な考え方として示し、自主防災組織で個別の避難所運営マニュアルを作成していく際には、避難所の中に福祉的配慮を行うスペースを設けるなどの工夫を行うように努めました。

災害発生時に避難所における福祉ニーズに円滑に対応するためには、市各部局、関係機関の実効性ある連携体制が必要であり、継続的な課題です。

前計画の基本目標 6 社会保障制度の推進に努める

施策(1)障害者制度の適正実施

【取組状況と課題】

①障害福祉サービス制度の推進

障害福祉サービスの支給決定基準を策定し、支給決定の透明化・明確化を図りました。また、支給決定事務フローを見直し、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画案や、障害者等が作成するセルフプランが、支給決定内容へ適切に反映されるように改善しました。また、新たに福祉専門職(認定給付専門員)を配置し、サービス利用希望者の導入面談によるニーズ把握や、サービス等利用計画の点検等を通じ、支給決定事務を公平かつ適正に行い、利用者の地域生活の継続及び制度の持続可能性の確保に努めました。

計画相談支援の利用率が低いことにより、相談支援専門員と行政職員の連携による複眼的なアセスメントやニーズ把握がしにくいこと、利用者の心身状況やニーズの変化に円滑に対応しにくいことなどが課題です。

また、障害福祉サービス事業所への集団指導や実地指導等の実施により、サービスに対する指導・助言を行いました。

②福祉医療費助成制度の推進

平成30年(2018年)に、重度障害者医療制度について、新たに精神障害者手帳1級所持者や障害年金1級に相当する難病患者を加え、重度障害者に対する医療費助成を拡充しました。

③各種手当制度の推進

令和4年度(2022年度)に、介護保険対象者に対する特別障害者手当について、市担当課のホームページや市広報誌、チャットボット※による情報提供を開始し、制度の周知に努めました。

※チャットボット:

チャット(会話)とボット(ロボット)を組み合わせた言葉で、ユーザーからの質問に自動で返答してくれるプログラム(自動会話プログラム)のこと。

2 障害福祉計画(第6期)の取組状況と評価

(1) 成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【福祉施設の入所者の地域移行者数の成果と評価】

施設入所者の地域移行については、令和4年度(2022年度)末までの地域移行者数は9人で、目標値13人に対して、69%の達成率となっています。地域における受け皿としてのサービス等の資源整備、入所者本人や家族に対しての動機付けや、計画相談支援に従事する相談支援専門員の不足などの課題があります。

■ 福祉施設の入所者の地域移行者数の目標値と実績

令和元年度 (2019年度)末 施設入所者数	第6期計画 地域移行者数 目標値 A	令和4年度 (2022年度)末までの 地域移行者数 B	B - A	達成率 B / A
127人	13人 移行率9%以上	9人 移行率7%	▲4人	69%

【施設入所者の削減数の成果と評価】

施設入所者の削減数については、地域移行により施設を退所される方がいる一方で、新規に入所される方もいるため、令和元年度(2019年度)末の施設入所者127人に対して、令和4年度(2022年度)末の施設入所者削減数は▲2人で、目標は未達成となっています。

■ 施設入所者の削減数の目標値と実績

令和元年度 (2019年度)末 施設入所者数 A	第6期計画 施設入所者の 削減数の目標値 B	令和4年度 (2022年度)末 施設入所者数 C	削減数 A - C = D	達成率 D / B
127人	削減数3人 削減率1.6%以上 施設入所者数124人	129人	削減数▲2人 削減率▲2%	▲67%

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【ア 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数についての成果と評価】

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について、計画策定時点で公表されている実績値が令和元年度(2019年度)までとなっており、直近年度における数値で評価が行えない状況ではありますが、目標値の316日以上に対して、令和元年度(2019年度)実績では332日と目標値を上回っています。

■精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数目標値と実績

第6期計画 精神障害者の精神病床から退院後 1年以内の地域における平均生活日数の目標値	令和元年度(2019年度)末 精神障害者の精神病床から退院後 1年以内の地域における平均生活日数
316日以上(大阪府全体)	332日(大阪府全体)

【イ 精神病床における1年以上長期入院患者数についての成果と評価】

精神病床における1年以上の長期入院患者数について、令和5年(2023年)6月末の目標値318人に対して、令和4年(2022年)6月末時点は343人と未達成となっています。

自立支援協議会「地域移行・地域定着部会」等の取組等を通じ、医療機関や大阪府、保健所などと連携を図りながら長期入院者の地域移行を推進する体制づくりが課題です。

■精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標値と実績

第6期計画 令和5年(2023年)6月末 精神病床における1年以上の長期入院患者数の 目標値	令和4年(2022年)6月末 精神病床における1年以上の長期入院患者数
318人	343人

【ウ 精神病床における早期退院率(入院後3か月、6か月、1年 各時点)についての成果と評価】

精神病床における早期退院率について、計画策定時点で公表されている実績値が令和元年度(2019年度)までとなっており、直近年度における数値で評価が行えない状況ではありますが、目標値に対して、令和元年度(2019年度)実績は下回っています。

■精神病床における早期退院率(入院後3か月、6か月、1年 各時点)の目標値と実績

第6期計画 精神病床における早期退院率 (入院後3か月、6か月、1年 各時点)の目標値	令和元年度(2019年度) 精神病床における早期退院率 (入院後3か月、6か月、1年 各時点)
3か月時点69%以上、6か月時点86%以上、 1年時点92%以上(大阪府全体)	3か月時点65.4%、6か月時点81.9%、 1年時点89.1%(大阪府全体)

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【地域生活支援拠点等が有する機能の充実についての成果と評価】

地域生活支援拠点等の機能の運用状況等を検証・検討する場として、令和4年度(2022年度)から自立支援協議会に「地域生活支援拠点等プロジェクトチーム」を設置しました。

令和4年度(2022年度)は、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」を重点テーマとし、相談支援部会の座長、茨木市障害福祉サービス事業所連絡会などと連携しながら、年4回、検証・検討を行いました。

■地域生活支援拠点等が有する機能の充実の目標値と実績

第6期計画 地域生活支援拠点等が有する機能 の充実の目標値	令和4年度(2022年度)末 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
令和5年度(2023年度)末までの間、地域生活支援拠点等の機能について、年1回以上運用状況を検証・検討する。	済

④福祉施設から一般就労への移行等

【ア 福祉施設から一般就労への移行の成果と評価】

令和4年度(2022年度)の福祉施設から一般就労への移行者数は、全体で71人と目標値64人に対して、110.9%の達成率となっており、サービス種別ごとに見ると各サービスにおいて順調に推移はしているものの、就労移行支援の移行者数が45人と目標値46人に対して、97.8%の達成率となっています。

■福祉施設から一般就労への移行目標値と実績

令和元年度(2019年度) 一般就労への移行者数	第6期計画 一般就労への移行者数 目標値	令和4年度(2022年度) 一般就労への移行者数
全体50人 *自立訓練2人含む 就労移行支援 34人 就労継続支援A型 10人 就労継続支援B型 4人	全体64人 令和元年度(2019年度)対比 全体1.27倍以上 就労移行支援 1.30倍以上 就労継続支援A型 1.26倍以上 就労継続支援B型 1.23倍以上	全体71人 *自立訓練1人含む 就労移行支援 45人 就労継続支援A型 17人 就労継続支援B型 8人
		110.9% 97.8% 130.8% 160.0%

【イ 就労定着支援事業に関する成果と評価】

令和4年度(2022年度)の就労定着支援事業の利用者の割合は、38.1%と目標値70%以上を達成できていません。

就労移行支援事業所以外の就労系サービス事業所において、就労定着支援事業の指定を受けている事業所が少なく、スムーズに就労定着支援の利用に結びつかないことや就労定着支援を利用しても企業とのミスマッチ等でなかなか定着できないといった課題が想定されます。

また、就労定着支援事業所の就労定着率について、令和4年度(2022年度)は、市内就労定着支援事業所5事業所のうち3事業所(全体の60%)が就労定着率80%以上と目標値の全体の70%以上を下回っています。引き続き、定着率向上のため関係機関と情報共有等を行い、状況を注視していく必要があります。

■ 就労定着支援事業の利用者の割合の目標値と実績

第6期計画 就労定着支援事業の利用者の割合の目標値	令和4年度(2022年度) 就労定着支援事業の利用者の割合
令和5年度(2023年度)における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち70%以上	令和4年度(2022年度)における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち38.1%が就労定着支援事業を利用

■ 就労定着支援事業所の就労定着率の目標値と実績

第6期計画 就労定着支援事業所の就労定着率の目標値	令和4年度(2022年度) 就労定着支援事業所の就労定着率
就労定着率が80%以上の事業所が全体の70%以上	就労定着率が80%以上の事業所が全体の60%

【ウ 就労継続支援B型事業所における平均月額工賃の成果と評価】

就労継続支援B型事業所の平均月額工賃について、令和4年度(2022年度)は、12,452円となっており、目標の14,490円に対して、86%の達成率となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響による授産製品等の販売機会や役務等の受注依頼の減少、新規指定事業所の増加などが平均工賃の押し下げ要因となり、平均月額工賃額は伸びず、横ばいの状況が続いています。

各事業所における役務受注先の企業開拓や授産製品の販路拡大に係る業務状況や、利用者層の変化等による生産体制の変化、共同受注システムのあり方など複合的な課題があり、効果的な工賃向上の取組について検討する必要があります。

■ 就労継続支援B型事業所における平均月額工賃の目標値と実績

第6期計画 平均月額 工賃目標値 A	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度) B	過去3か年 平均額	達成率 B/A
14,490円	13,161円	12,342円	12,452円	12,652円	86%

⑤障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の成果と評価】

障害福祉サービス等に係る審査支払について、毎月の請求データの確認時に事業所等に対し、エラー項目に関して共有を行うとともに修正を促しました。また、指導監査に係る情報の共有体制の構築については、昨年度北摂七市三町障害福祉担当課長会議で、各市町における事業所に対する実地指導の実施状況や指摘事項等の事例共有を行いました。

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の目標値と実績

第6期計画 障害福祉サービス等の質を向上 させるための取組に係る体制の構築の目標値	令和4年度(2022年度) 障害福祉サービス等の質を向上 させるための取組に係る体制の構築
令和5年度(2023年度)末までの間、研修を充実し、障害福祉サービス等に係る審査支払、指導監査に係る情報の共有体制を構築する。	済

(2)活動指標

①自立支援給付

ア 訪問系サービス

【評価】

居宅介護の利用者数及び1人当たりの月平均の実績は見込み量を上回っており、特に身体障害者の1人当たりの月平均の実績の増加率が上がっています。重度訪問介護、同行援護の実績については、利用者数の変化はほとんど見られませんが、1人当たりの平均の実績は概ね増加しています。今後も、障害の重度化あるいは障害者やその家族の高年齢化により、居宅介護や重度訪問介護などの利用は引き続き増加していくことが考えられます。

【計画の実施状況】

障害種別/サービス種別			令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	居宅介護	人	120	163	136%	166	173	104%	174	176	101%
		時間	2,928	5,150	176%	5,161	5,706	111%	5,419	6,056	112%
	重度訪問介護	人	19	20	105%	23	21	91%	24	21	88%
		時間	6,518	6,958	107%	8,567	7,660	89%	8,995	7,358	82%
知的障害者	同行援護	人	60	64	107%	71	64	90%	72	66	92%
		時間	1,552	1,521	98%	1,826	1,629	89%	1,857	1,747	94%
	重度障害者等包括支援	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		時間	0	0	—	0	0	—	0	0	—
精神障害者	居宅介護	人	77	88	114%	90	98	109%	94	103	110%
		時間	1,728	957	55%	973	969	99%	1,019	1,034	101%
	重度訪問介護	人	3	3	100%	5	3	60%	5	2	40%
		時間	300	1,118	373%	1,237	996	81%	1,423	988	69%
障害児	行動援護	人	2	2	100%	2	3	150%	2	3	150%
		時間	120	91	76%	106	94	89%	116	130	112%
	重度障害者等包括支援	人	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
		時間	75	0	0%	75	0	0%	75	0	0%
合計	居宅介護	人	175	214	122%	213	230	108%	222	240	108%
		時間	1,660	2,594	156%	2,618	2,843	109%	2,749	2,940	107%
	重度訪問介護	人	0	1	—	1	0	0%	1	0	0%
		時間	0	61	—	68	0	0%	72	0	0%
障害児	同行援護	人	0	0	—	0	0	—	0	1	—
		時間	0	0	—	0	0	—	0	31	—
	重度障害者等包括支援	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		時間	0	0	—	0	0	—	0	0	—
合計	居宅介護	人	25	26	104%	25	28	112%	26	29	112%
		時間	300	354	118%	341	391	115%	352	399	113%
	同行援護	人	0	1	—	1	1	100%	1	0	0%
		時間	0	25	—	24	30	125%	24	0	0%
合計	行動援護	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		時間	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	重度障害者等包括支援	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		時間	0	0	—	0	0	—	0	0	—
合計	居宅介護	人	397	491	124%	494	529	107%	516	548	106%
		時間	6,616	9,055	137%	9,093	9,909	109%	9,539	10,429	109%
	重度訪問介護	人	22	24	109%	29	24	83%	30	23	77%
		時間	6,818	8,137	119%	9,872	8,656	88%	10,490	8,346	80%
合計	同行援護	人	60	65	108%	72	65	90%	73	66	90%
		時間	1,552	1,546	99%	1,850	1,659	90%	1,881	1,747	93%
	行動援護	人	2	2	100%	2	3	150%	2	4	200%
		時間	120	91	76%	106	94	89%	116	161	139%
合計	重度障害者等包括支援	人	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
		時間	75	0	0%	75	0	0%	75	0	0%

*数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間」

イ 短期入所

【評価】

短期入所は、本人の訓練的観点や家族のレスパイト[※]的観点から利用していた知的障害者や障害児の利用控えなどの要因により実績の減少傾向が見受けられます。一方で、身体障害者、精神障害者については、令和2年度(2020年度)の実績と比較して、平均利用人数、1人当たりの月平均利用日数は同水準又は増加傾向となっています。今後、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行によって、サービスの利用状況の上昇が予想されます。

【計画の実施状況】

障害種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人	27	34	126%	45	34	76%	48	39	81%
	人日	128	161	126%	225	178	79%	240	212	88%
知的障害者	人	138	110	80%	146	98	67%	150	106	71%
	人日	639	519	81%	685	479	70%	701	461	66%
精神障害者	人	5	6	120%	6	6	100%	6	5	83%
	人日	22	25	114%	20	25	125%	22	27	123%
障害児	人	45	35	78%	43	29	67%	44	33	75%
	人日	139	139	100%	178	112	63%	182	115	63%
合計	人	215	185	86%	240	167	70%	248	183	74%
	人日	928	844	91%	1,108	794	72%	1,145	815	71%

*数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

ウ 日中活動系サービス

【評価】

障害のある人の日中の居場所づくりや活動場所の提供体制の充実、サービス提供事業所の増加に伴い、就労継続支援A型や、精神障害者の生活介護利用者の伸びが著しい状況となっています。日中活動や就労支援に対するニーズが継続して高いことや、多様化したニーズに対応してサービス提供内容の幅も広がりを見せていることから、更に利用が進むことが考えられます。

※レスパイト：
休息、息抜き。

【計画の実施状況】

障害種別 / サービス種別			令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	生活介護	人	108	128	119%	133	131	98%	137	138	101%
		人日	1,924	2,205	115%	2,305	2,270	98%	2,363	2,356	99%
	自立訓練(機能訓練)	人	5	4	80%	4	4	100%	4	4	100%
		人日	75	48	64%	55	47	85%	57	43	75%
	就労移行支援	人	6	10	167%	10	6	60%	10	6	60%
		人日	104	163	157%	162	114	70%	170	95	56%
	就労継続支援(A型)	人	21	25	119%	27	28	104%	29	30	103%
		人日	389	452	116%	463	525	113%	477	562	118%
知的障害者	生活介護	人	411	404	98%	442	415	94%	448	422	94%
		人日	7,936	7,794	98%	7,843	8,012	102%	7,961	8,151	102%
	自立訓練(生活訓練)	人	8	13	163%	16	12	75%	17	16	94%
		人日	170	221	130%	243	205	84%	255	265	104%
	就労移行支援	人	23	18	78%	21	23	110%	22	19	86%
		人日	358	306	85%	353	376	107%	367	314	86%
	就労継続支援(A型)	人	29	39	134%	42	45	107%	44	57	130%
		人日	570	745	131%	762	864	113%	800	1,048	131%
精神障害者	生活介護	人	224	254	113%	265	265	100%	276	278	101%
		人日	4,043	4,549	113%	4,710	4,756	101%	4,876	4,969	102%
	就労移行支援	人	3	11	367%	13	11	85%	13	9	69%
		人日	3	11	367%	13	11	85%	13	9	69%
	自立訓練(生活訓練)	人	18	36	200%	37	39	105%	39	45	115%
		人日	225	394	175%	416	484	116%	437	552	126%
	就労継続支援(A型)	人	11	6	55%	10	5	50%	10	6	60%
		人日	128	60	47%	118	53	45%	124	46	37%
療養介護	生活介護	人	40	66	165%	71	80	113%	75	79	105%
		人日	620	1,127	182%	1,221	1,322	108%	1,282	1,337	104%
	自立訓練(機能訓練)	人	54	79	146%	78	90	115%	82	90	110%
		人日	960	1,417	148%	1,359	1,556	114%	1,427	1,571	110%
	就労移行支援	人	78	133	171%	134	144	107%	141	156	111%
		人日	1,013	1,684	166%	1,683	1,965	117%	1,767	2,125	120%
	就労継続支援(B型)	人	6	33	550%	35	37	106%	36	38	106%
		人日	6	33	550%	35	37	106%	36	38	106%
合計	生活介護	人	28	20	71%	20	22	110%	20	23	115%
		人日	28	20	71%	20	22	110%	20	23	115%
	自立訓練(機能訓練)	人	537	568	106%	612	585	96%	624	605	97%
		人日	10,085	10,393	103%	10,564	10,766	102%	10,761	11,059	103%
	自立訓練(生活訓練)	人	5	4	80%	4	4	100%	4	4	100%
		人日	75	48	64%	55	47	85%	57	43	75%
	就労移行支援	人	19	19	100%	26	17	65%	27	22	81%
		人日	298	281	94%	361	258	71%	379	311	82%
	就労継続支援(A型)	人	69	94	136%	102	109	107%	107	104	97%
		人日	1,082	1,596	148%	1,736	1,812	104%	1,819	1,746	96%
	就労継続支援(B型)	人	104	143	138%	147	163	111%	155	177	114%
		人日	1,919	2,614	136%	2,584	2,945	114%	2,704	3,181	118%
	療養介護	人	344	439	128%	451	470	104%	471	505	107%
		人日	5,771	7,067	122%	7,206	7,698	107%	7,479	8,259	110%

*数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間」

エ 居住系サービス

【評価】

施設入所支援の実績については、同水準で推移しており、共同生活援助（グループホーム）の実績は増加傾向にあります。また、共同生活援助（グループホーム）の整備に当たっては、計画相談支援の充実や地域生活支援拠点等の機能整備によって、「どこで暮らしたいか」という希望を反映できるとともに、重度の障害のある方の選択肢となれるように検討を進めていく必要があります。

なお、居宅での生活を支える自立生活援助については、制度当初より実績がなく、今後の制度活用の手法などが課題です。

【計画の実施状況】

障害種別 / サービス種別			令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	自立生活援助	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	共同生活援助（グループホーム）	人	3	9	300%	10	13	130%	10	15	150%
	施設入所支援	人	36	31	86%	32	31	97%	31	32	103%
知的障害者	自立生活援助	人	5	0	0%	3	0	0%	4	0	0%
	共同生活援助（グループホーム）	人	221	227	103%	233	244	105%	245	261	107%
	施設入所支援	人	88	94	107%	93	96	103%	92	92	100%
精神障害者	自立生活援助	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	共同生活援助（グループホーム）	人	25	47	188%	47	55	117%	50	56	112%
	施設入所支援	人	1	2	200%	3	2	67%	3	4	133%
合計	自立生活援助	人	5	0	0%	3	0	0%	4	0	0%
	共同生活援助（グループホーム）	人	249	283	114%	290	312	108%	305	332	109%
	施設入所支援	人	125	127	102%	128	129	101%	126	128	102%

*数値は月間の平均利用人員

オ 相談支援(計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援)

【評価】

計画相談支援の利用人数は、見込量を上回る実績で推移していますが、令和5年(2023年)3月末時点の支給決定障害者の計画相談支援利用率は34.2%にとどまっており、個別の障害者ケアマネジメントを必要とする方が相談支援専門員の不足等により必要な支援が受けられていない現状があります。そのため、計画相談支援については、令和3年度(2021年度)から相談支援事業所開設等補助を実施し、計画相談支援の普及に向け、利用人数の増加及び計画相談支援に従事する相談支援専門員の増加をめざしています。

地域移行支援については、令和3年度(2021年度)に精神障害者について1件実績があったことによって見込量と同水準となりましたが、以降の実績はなく、地域定着支援を含め見込量を下回る結果となっています。施設入所者、精神科病院に入院している方及び支援者に対する制度の周知や利用の促進が課題です。

【計画の実施状況】

障害種別/サービス種別			令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	計画相談支援	人	138	161	117%	160	166	104%	168	174	104%
	地域移行支援	人	3	0	0%	2	0	0%	2	0	0%
	地域定着支援	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—
知的障害者	計画相談支援	人	222	359	162%	332	389	117%	348	419	120%
	地域移行支援	人	3	0	0%	2	0	0%	2	0	0%
	地域定着支援	人	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
精神障害者	計画相談支援	人	224	208	93%	200	214	107%	210	216	103%
	地域移行支援	人	7	0	0%	1	1	100%	1	0	0%
	地域定着支援	人	5	0	0%	2	0	0%	3	0	0%
障害児	計画相談支援	人	2	0	0%	2	0	0%	2	0	0%
合計	計画相談支援	人	586	728	124%	694	769	111%	728	809	111%
	地域移行支援	人	13	0	0%	5	1	20%	5	0	0%
	地域定着支援	人	6	0	0%	3	0	0%	4	0	0%

*計画相談支援は実利用人数

*地域移行支援、地域定着支援は年間の利用人員

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【評価】

自立支援協議会「地域移行・地域定着部会(精神科病院チーム)」を協議の場として位置付けており、各項目とも見込量を上回っています。

引き続き、関係機関と連携しながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について取組を推進します。

【計画の実施状況】

サービス等種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	—	—	—	6	7	117%	6	7	117%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人／年	—	—	—	36	68	189%	36	89	247%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回／年	—	—	—	6	7	117%	6	7	117%

③相談支援体制の充実・強化

【評価】

令和3年度(2021年度)の「地域の相談支援事業者の人材育成の支援」及び「地域の相談機関との連携強化の取組」について、新型コロナウイルス感染症の影響により開催ができず見込量を下回りましたが、そのほかは見込量を上回る実績となっています。

持続可能な相談支援体制に向けた効率化と効果を高めるに当たり、障害者相談支援センターの役割について確認・整理するとともに、相談支援事業者への訪問や基幹相談支援センターが実施する研修などを通じた専門的な指導・助言、人材育成の支援の手法が課題です。また、地域全体において限られた担い手で、近年増加している複合的な課題等にも対応するため、重層的支援体制整備事業の実施に伴う地域の相談機関との連携や役割分担の明確化、業務の効率性と効果を高める取組のあり方が課題です。

【計画の実施状況】

サービス等種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
基幹相談支援センターの設置	有無	—	—	—	有	有	100%	有	有	100%
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件／年	—	—	—	16	19	119%	16	17	106%
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件／年	—	—	—	2	1	50%	2	2	100%
地域の相談機関との連携強化の取組	回／年	—	—	—	2	0	0%	6	6	100%

④障害福祉サービスの質を向上させるための取組

【評価】

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、大阪府が実施する「市町村障がい福祉担当新任職員研修」を始め、様々な研修に参加し、職員の障害福祉サービス等に関する知識や技術等の向上に努めました。

障害者自立支援審査支払等システム※による審査結果の共有については、障害福祉サービス等に係る審査支払について、毎月の請求データの確認時に事業所等に対し、エラー項目に関して共有を行うとともに修正を促しました。

指導監査に係る情報の共有体制の構築については、昨年度、北摂七市三町障害福祉担当課長会議で各市における事業所に対する実地指導の実施状況や指摘事項等の事例共有を行いました。

とりわけ中小規模事業者において、従業員の不足感が強いことや、そのために従業員に対する専門的・体系的な研修を十分行っていないことなどが課題です。

【計画の実施状況】

サービス等種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人/年	—	—	—	64	52	81%	64	51	80%
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有無	—	—	—	有	有	100%	有	有	100%
	回/年	—	—	—	12	12	100%	12	12	100%
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	有無	—	—	—	有	有	100%	有	有	100%
	回/年	—	—	—	1	1	100%	1	1	100%

⑤地域生活支援事業

ア 理解促進研修・啓発事業

【評価】

自立支援協議会開催の研修会や障害者週間関連事業として毎年開催している「障害者の手づくり作品展」等のイベントなどを通じて、市民等の障害理解を深める研修や啓発を推進しています。

※障害者自立支援審査支払等システム：
市町村が障害福祉サービス受給者のサービス利用に係る審査、認定等の事務を行うためのシステム。

「障害者の手づくり作品展」について、令和4年度(2022年度)は、他のイベントと協働し実施することでより多くの市民の方に見ていただくことができました。

引き続き、より市民等に行き渡る啓発手法の検討を行っていきます。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	100%	有	有	100%	有	有	100%

イ 自発的活動支援事業

【評価】

自発的活動支援事業については、「ピアカウンセラー養成講座」の開催や自立支援協議会「当事者部会」の運営、障害当事者交流会の開催など、市民等が行う自発的な活動に対する支援を実施しています。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
自発的活動支援事業	有無	有	有	100%	有	有	100%	有	有	100%

ウ 相談支援事業

【評価】

障害者相談支援事業については、令和元年度(2019年度)から市内5つの日常生活圏域を細分化した14エリアに障害者相談支援センターを整備してきました。障害者相談支援センターは、地域で開催される会議への参加等を通じ、地域住民の身近な相談場所として活動しています。

基幹相談支援センター等機能強化事業については、複数の専門職を配置して、相談支援機能の強化を図っています。

本市域の相談支援専門員の多くが市町村相談支援事業や自立支援協議会等の地域づくりの活動に従事する一方、市町村相談支援事業の多くが障害福祉サービス利用を主訴とした障害者、又は既に障害福祉サービスを利用している障害者を支援していること、計画相談支援を必要とする障害者が計画相談支援に従事する相談支援専門員の不足により利用できないため、やむを得ず市町村相談支援を利用し続けていること、こうした状況が障害者相談支援センターの負担を大きくしていることが課題になっており、様々な角度からの検討が必要です。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害者相談支援事業	か所	10	10	100%	10	10	100%	10	10	100%
基幹相談支援センター	有無	有	有	100%	有	有	100%	有	有	100%
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	100%	有	有	100%	有	有	100%

エ 成年後見制度利用支援事業

【評価】

成年後見制度利用支援事業については、制度内容の理解や事業の浸透に伴い、概ね見込量どおりの利用となっています。成年後見制度法人後見支援事業については、事業の対象となる法人がなかったことから、事業は実施していません。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
成年後見制度利用支援事業	人	13	15	115%	12	13	108%	13	12	92%

*数値は年間の利用人数

オ 意思疎通支援事業

【評価】

手話通訳者派遣事業については、設置の手話通訳士の欠員に伴い、通訳者派遣について調整をせざるを得ない状況が続いたことなどにより、令和4年度(2022年度)は令和3年度(2021年度)と比較し、派遣件数が減少しました。

要約筆記者派遣事業については、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、依頼件数は増加しました。

今後も合理的配慮の推進に伴う利用の拡大に向け、手話通訳等に従事する人材の確保・養成が課題です。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
手話通訳者派遣事業	件	63	63	100%	2,503	2,254	90%	2,648	1,845	70%
	時間	763	303	40%	2,657	2,448	92%	2,793	1,993	71%
要約筆記者派遣事業	件	12	8	67%	30	14	47%	33	17	52%
	時間	121	83	69%	82	129	157%	86	191	222%
手話通訳者設置事業	人	5	5	100%	5	5	100%	5	4	80%

＊数値は年間量

＊手話通訳者派遣事業について、第5期計画（令和2年度（2020年度））までは登録手話通訳・登録要約筆記者の派遣件数・時間のみを計上していましたが、第6期計画（令和3年度（2021年度））より設置手話通訳者の派遣件数・時間も含め計上を行っています。

カ 日常生活用具給付等事業

【評価】

見込量と実績値に大きく乖離のある品目については、今後の実績値の推移を特に注視する必要があります。

「障害者福祉のてびき」等を活用した制度周知、用具等の給付が必要な方への適正な給付、既に広く普及した品目の見直しやニーズの動向の研究が課題です。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
介護・訓練支援用具	件	26	26	100%	23	28	122%	24	23	96%
自立生活支援用具	件	50	59	118%	43	68	158%	44	67	152%
在宅療養等支援用具	件	37	44	119%	61	70	115%	64	47	73%
情報・意思疎通支援用具	件	69	38	55%	41	48	117%	42	55	131%
排せつ管理支援用具	件	1,480	1,535	104%	4,921	7,893	160%	4,970	7,106	143%
住宅改修費	件	5	8	160%	3	8	267%	3	7	233%

＊数値は年間量

＊排せつ管理支援用具について、第5期計画（令和2年度（2020年度））までは給付券の発行件数を計上していましたが、第6期計画（令和3年度（2021年度））より給付月数の件数で計上しています。

キ 手話奉仕員養成研修事業

【評価】

令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催ができませんでしたが、それ以外の年度においては、同水準で推移しています。

手話通訳者や手話奉仕員は、意思疎通を図る上で大切な役割を果たしていますが、手話通訳者や手話奉仕員を養成するためには、長い期間が必要になるため、今後を見据えて、研修事業の参加者の増加へ向けた取組が課題です。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
手話奉仕員養成研修事業	人	56	0	0%	60	46	77%	60	45	75%

*数値は年間の養成研修修了者数

ク 移動支援事業

【評価】

サービスの利用人数・利用時間ともに増加傾向となっています。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響が弱まり、外出機会の増加に伴い、サービス利用が伸びることが想定されます。

精神障害者の外出や社会参加への支援ニーズの高まりがうかがえ、精神障害者への支援スキルを持ったガイドヘルパー※の養成を進めるとともに、社会全体の障害理解の高まりが必要です。また、65歳を超え、介護保険を利用する障害者においても、制度の利用が進んでいます。

【計画の実施状況】

障害種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人	130	72	55%	116	70	60%	117	75	64%
	時間	21,220	15,418	73%	19,544	14,705	75%	19,739	15,520	79%
知的障害者	人	407	231	57%	427	225	53%	434	271	62%
	時間	67,238	43,303	64%	70,073	42,255	60%	71,194	52,849	74%
精神障害者	人	73	55	75%	90	63	70%	95	75	79%
	時間	6,403	10,501	164%	10,743	11,920	111%	11,280	12,909	114%
障害児	人	100	33	33%	97	34	35%	98	40	41%
	時間	6,888	3,744	54%	6,147	4,119	67%	6,219	4,768	77%
合 計	人	710	391	55%	730	392	54%	744	461	62%
	時間	101,749	72,966	72%	106,507	72,999	69%	108,432	86,046	79%

*上段は月当たりの平均利用者数 下段は年間延べ利用時間数

※ガイドヘルパー：

地域生活支援事業のサービスメニューである移動支援事業において、障害者の外出を支援するための資格又はその従業者のこと。移動介護従事者とも呼ばれる。

ケ 地域活動支援センター

【評価】

各項目の実績値については、概ね同水準で推移しています。Ⅲ型については、令和3年度(2021年度)より基本報酬と加算を拡充することにより、事業を継続するとともに、インセンティブを働かせ利用者の増やサービスの質の向上をめざしていますが、令和3・4年度(2021・2022年度)利用実績については、令和2年度(2020年度)実績とほぼ同水準で推移している状況です。

重層的支援体制整備事業の実施を踏まえ、こども・若者や高齢者等他分野の取組との連携による居場所の選択肢のあり方が、今後の課題です。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
利用人数	人	463	196	42%	237	190	80%	240	202	84%
I型	か所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
II型	か所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
III型	か所	5	2	40%	2	2	100%	2	2	100%

*数値は年間量

コ その他の事業(任意事業)

【評価】

訪問入浴サービス事業は、昨年度と比較すると利用実績は横ばいとなっておりますが、令和4年度(2022年度)の実績は、利用者の増加に伴い見込量を上回っています。

日帰りショートステイ事業(日中一時支援事業)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度(2020年度)から実績値が減少傾向ではあるものの、日中就労している主たる介護者の増、障害児であった時の放課後等デイサービスに代わる夕刻から夜間までの介護ニーズを満たす手段の一つとして、利用ニーズは高くなる傾向にあると考えています。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
訪問入浴サービス事業	人	40	49	123%	60	65	108%	61	64	105%
日帰りショートステイ事業(日中一時支援事業)	人	1,355	1,426	105%	1,554	1,289	83%	1,570	1,240	79%
	人日	1,550	1,647	106%	1,712	1,464	86%	1,729	1,408	81%

*数値は年間量

3 障害児福祉計画(第2期)の取組状況と評価

(1) 成果目標

① 児童発達支援センター

【児童発達支援センターの成果と評価】

福祉型児童発達支援センター「あけぼの学園」と医療型児童発達支援センター「藍野療育園」が中心となり、障害児通所支援事業所への支援として、事業所交流会を通じて職員向けの研修会を実施するとともに、障害児通所支援事業所説明会や講座を開催し、市民への周知・啓発を図るなど、市内における障害児支援の拠点としての取組を進めました。

■ 児童発達支援センターの目標値と実績

サービス等種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
福祉型児童発達支援センター	か所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
医療型児童発達支援センター	か所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%

② 保育所等訪問支援

【保育所等訪問支援の成果と評価】

市内に5か所の事業所があり、計画における目標は達成されています。今後もニーズの動向に注視し、引き続き、受け入れ側となる保育所や幼稚園、学校への周知を進める取組が必要です。

■ 保育所等訪問支援の目標値と実績

サービス等種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
保育所等訪問支援事業所数	か所	3	3	100%	3	3	100%	4	5	125%

③医療的ニーズへの対応

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の成果と評価】

児童発達支援については、医療型児童発達支援センター藍野療育園も利用ができることから、受入体制の確保はできています。放課後等デイサービスでの受け入れについても、新規事業所が開設されて計画上の目標は達成されています。しかしニーズの高まりもあり、今後も提供体制の確保や支援の充実に努める必要があります。

■主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保の目標値と実績

サービス等種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数(医療型児童発達支援センターを含む)	か所	2	4	200%	4	4	100%	4	5	125%
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	か所	4	4	100%	4	4	100%	4	7	175%

④医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

【医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置の成果と評価】

自立支援協議会「子ども支援プロジェクトチーム」を協議の場に位置付けており、目標は達成しています。協議の場では、医療的ケアが必要な児童の様々な場面での状況を知るため、医療的ケア児等コーディネーターと共に、意見交換や医療的ケアに関する研修会、プロフィールブック・サポートブック(いばらきっ子ファイル)*の作成などを実施しました。

■医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置の目標値と実績

サービス等種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
関係機関の協議の場	か所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%

※プロフィールブック・サポートブック(いばらきっ子ファイル):
プロフィールブックはこどもが生まれてからの成長発達の様子その他、専門的な助言や検査の結果についても記録するもの。サポートブックは初めて接する人にこどもの特性や接し方について知ってもらうための情報を記載するもの。茨木市ではプロフィールブックとサポートブックを1つにまとめた「いばらきっ子ファイル」を作成。

⑤コーディネーターの配置

【コーディネーターの配置の成果と評価】

関係機関の支援をつなぐ医療的ケア児等コーディネーターについては、福祉関係から1人、医療関係から1人を配置する目標を達成しています。

コーディネーター主催のもと、医療的ケア児の現状を聞き取る機会として、関係機関との情報共有の場を設けました。

■コーディネーターの配置の目標値と実績

サービス等種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
コーディネーターの配置	人	—	—	—	1	1	100%	2	2	100%

(2)活動指標

①障害児通所支援

【評価】

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、申請件数の増加に伴い利用者数が増加し、保育所等訪問支援については、提供事業所の増加に伴い利用者数が増加しました。医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援については、利用者数の顕著な伸びは見られませんでした。

【計画の実施状況】

サービス等種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
児童発達支援	人	496	482	97%	500	523	105%	500	622	124%
	人日	2,395	2,410	101%	2,500	2,615	105%	2,500	3,110	124%
医療型児童発達支援	人	90	62	69%	90	63	70%	90	62	69%
	人日	629	372	59%	630	315	50%	630	310	49%
放課後等デイサービス	人	1,198	1,208	101%	1,280	1,326	104%	1,330	1,486	112%
	人日	8,815	6,040	69%	9,250	6,630	72%	10,200	7,430	73%
保育所等訪問支援	人	—	—	—	32	18	56%	40	28	70%
	回	24	15	63%	26	18	69%	28	28	100%
居宅訪問型児童発達支援	人	—	—	—	5	3	60%	5	2	40%
	回	5	3	60%	5	7	140%	5	6	120%

*数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

*「回」は、「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用回数」

②障害児相談支援

【評価】

障害児相談支援については、見込量を下回る実績で推移しており、令和4年度(2022年度)末の障害児相談支援利用率は15.6%と、相談支援専門員の不足により、利用が進んでおらず、サービス利用者数は微増にとどまっています。引き続き、相談支援専門員の確保と育成を図り、提供体制の拡充に努める必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害児相談支援	人	118	88	75%	118	96	81%	138	91	66%

*数値、月間の平均利用人員(モニタリング含む)

③発達障害児等に対する支援

【評価】

ペアレントトレーニング※等への参加者からは、具体的で分かりやすく、参加して良かったとの意見が多く聞かれました。令和4年度(2022年度)からはペアレントプログラム※も実施し、家族支援の充実を図っています。今後も継続した取組のために、周知等に力を入れていく必要があります。

サービス種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	—	—	—	12	8	67%	18	17	94%

サービス種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
ピアサポート活動※への参加人数	人/年	—	—	—	2	2	100%	3	2	67%

④地域生活支援事業(障害児通学支援)

【評価】

サービス提供時間の実績値は計画における見込量を上回っています。今後も利用者のニーズや提供事業者の状況を注視し、提供体制の継続に努める必要があります。

【実施状況】

サービス等種別		令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害児通学支援	人	—	—	—	10	15	150%	11	10	91%
	時間	—	—	—	600	851	142%	660	1,093	166%

*上段は月当たりの平均利用者数 下段は年間延べ利用時間数

※ペアレントトレーニング:

保護者や養育者が、行動理論(応用行動分析)に基づき、こどもの活動について、グループワークなどを通して学ぶプログラム。こどもの行動変容を目的として、ほめ方や伝え方、環境調整の仕方など具体的な養育のスキルを学ぶ。

※ペアレントプログラム:

保護者や養育者が、子育てに不安を感じた段階において、最初のステップとして取り組めるように開発されたプログラム。「行動で考える」「ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つを目的に、こどもや自分自身について「行動」でとらえ、ネガティブな考え方からポジティブな考え方に変わっていくためのプログラム。

※ピアサポート活動:

ピアとは、仲間、同輩、対等者という意味で、同じ立場や課題を経験してきたことをいかして仲間として支える活動。

第2節 障害者計画（第5次）・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）

1 障害者計画（第5次）・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）策定の趣旨等について

（1）各計画の位置付け

第2節は、次表のとおり、障害者基本法に定める障害者計画（第5次）（今般「障害者施策に関する長期計画」から法定の名称へ改称）、障害者総合支援法に定める障害福祉計画（第7期）、児童福祉法に定める障害児福祉計画（第3期）から構成されます。

障害者計画は、国の基本計画、大阪府の障がい者計画に即して、本市における障害者の状況等を踏まえた施策に関する基本的な計画です。

障害福祉計画は、国の基本指針に即して、「障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施を行うための計画」です。

障害児福祉計画は、国の基本指針に即して、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」です。

国においては、障害者基本法に基づく「障害者基本計画（第5次）」、令和5年（2023年）に改正された障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を策定しており、障害者権利条約との関係においては令和4年（2022年）9月に採択・公表された障害者権利委員会による総括所見を踏まえるなど、直近の情勢を反映させたものとなっています。

大阪府においては、国の基本計画等を踏まえ、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体化した「第5次大阪府障がい者計画」を策定するとともに、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、市町村が障害福祉計画を作成するに当たっての技術的な助言及び大阪府の基本的な考え方を示す等の趣旨から「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」を示しています。

なお、障害者計画の策定に当たっては、障害者基本法等の根拠法令に加え、令和4年（2022年）に新たに施行された、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）を始めとする関係法令の目的、理念に則るとともに、国、大阪府の計画、指針等と整合性を図り策定します。また、次世代育成支援行動計画等の庁内関連計画と調和を図り、本市のこれまでの取組、課題などの実情を踏まえ、施策を実施します。

計画名	法律名	目的
障害者計画 (第5次)	障害者基本法 (根拠法)	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) (関係法)	全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、(中略) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること
障害福祉計画 (第7期)	障害者総合支援法 (根拠法)	障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること
障害児福祉計画 (第3期)	児童福祉法 (根拠法)	(法に目的の記載なし(理念規定))

(2)関係する本市行政計画等

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、「茨木市総合計画」に基づく総合保健福祉計画の分野別計画に位置付けられています。また、障害のある人の日常生活、社会生活及び人権に関わる施策は多岐にわたるため、次に掲げる庁内関連計画等と整合性を保ち、調和をもって施策を推進します。

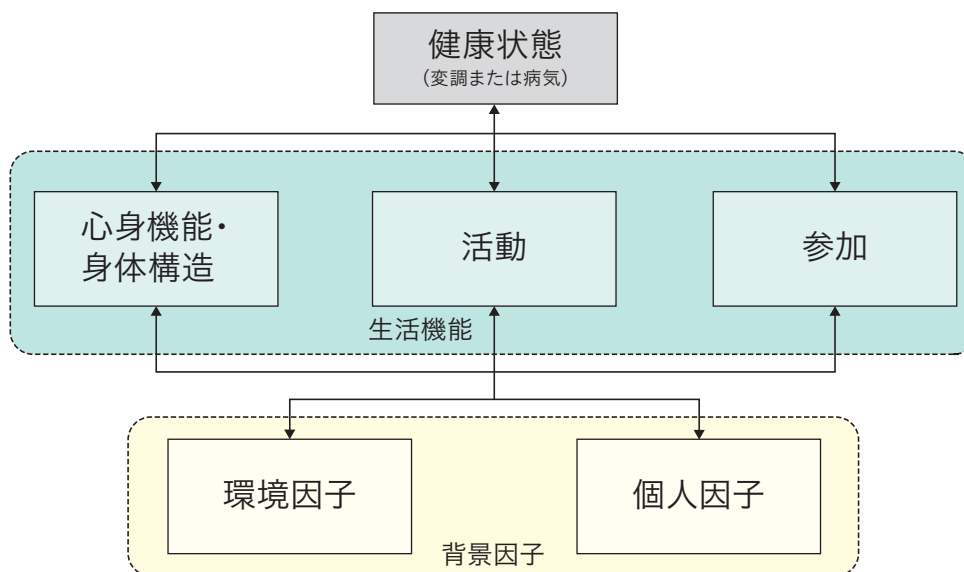
- ・茨木市都市計画マスタープラン
- ・茨木市バリアフリー基本構想
- ・茨木市居住マスタープラン
- ・茨木市 DX 推進に関する宣言
- ・次なる茨木のための ICT ビジョン
- ・茨木市地域防災計画
- ・茨木市人権施策推進計画
- ・茨木市次世代育成支援行動計画
- ・茨木市子ども読書活動推進計画
- ・茨木市文化振興ビジョン
- ・茨木市スポーツ推進計画
- ・茨木っ子プラン
- ・茨木市公共施設等マネジメント基本方針
- ・茨木市公共施設最適化方針
- ・茨木市公共施設保全方針

(3) 障害のとりえ方

障害のとりえ方の国際的枠組みとしては、昭和55年(1980年)に世界保健機関(WHO)で採択され、国際障害者年世界行動計画(1981年)の基本概念として採用された国際障害機能分類(ICIDH)の改訂版として、現行の国際生活機能分類(ICF)が、平成13年(2001年)に採択されたことが今日の障害のとりえ方の大きな転機となりました。

ICFにおいては、障害を「生活機能」(心身機能・構造、活動、参加)、「背景因子」(環境因子、個人因子)、健康状態との「双方向的」な「相互作用」ととらえているのが最大の特徴です。障害のマイナス面だけに着目するのではなく各機能の「プラスの側面(強み、ストレングス)を重視する」という考え方を示し、障害者の一部の側面をとらえるのではなく、「人が生きることの全体像」についての共通言語としての活用が期待されています。ICFは従来の「障害という現象を個人の問題としてとらえ、病気・外傷やその他の健康状態から直接的に生じるもの」とするモデルと、「障害を主として社会に作られた問題とみなす」モデル、これら2つの対立するモデルの統合に基づいており、生物・倫理・社会的アプローチを用い、生物学的、個人的、社会的観点における、健康に関する異なる観点の首尾一貫した見方を提供するものとし、現在に至っています。

ICFの構成要素間の相互作用



ICFの採択後、平成18年(2006年)に国連総会において障害者権利条約が採択され、我が国は平成19年(2007年)に署名しました。これを踏まえ、平成23年(2011年)に障害者基本法の改正、平成24年(2012年)に障害者自立支援法が現行の障害者総合支援法に改正され、関係法の制定や改正等の法整備が進み、平成26年(2014年)に批准しました。

障害者権利条約においては、障害について「障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるもの(社会的障壁※)によって生ずる」と定義しています。

また、障害者権利条約を踏まえた障害者基本法においては、障害について「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義しています。

国の障害者基本計画においては、障害者基本法に規定される障害の定義について、「障害者が経験する困難や制限が障害者個人の障害と社会的な要因の『双方に起因』するという視点が示されている」と説明しています。同計画では、「こうした視点到照らし、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障害者の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要がある」と、現在の障害のとらえ方を踏まえた施策の方向性を示しています。

本市においては障害のとらえ方について、ICFから障害者権利条約の流れを踏まえた障害者基本法の定義及び障害者基本計画に示す上記記述に依るものとします。

※社会的障壁：

障害者が日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

(4)障害のある人もない人も誰もが安心して暮らしつづけられるまちづくり

本市では、「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を平成30年(2018年)3月(同年4月施行)に制定しました。

本条例は、障害者にかかる関連法令の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らしつづけられるまちづくりを推進し、地域で共に支え合う「共に生きるまち茨木」を実現することを目的としています。

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、本条例の趣旨や方向性等を踏まえて策定するとともに、本条例に基づいた施策等の実施により、総合保健福祉計画の理念を実現するため、市、市民及び市民活動団体、事業者が互いに協力し、また、それぞれが主体的に取り組むを推進していく必要があります。

【茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例】

【条例の目的】

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの推進について、基本理念を定め、市、市民及び市民活動団体並びに事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、「共に生きるまち茨木」の実現に寄与することを目的とする。

【条例の内容】

○第1章 総則

- ・基本理念
- ・市の責務
- ・市民及び市民活動団体並びに事業者の責務
- ・啓発活動

○第2章 障害を理由とする差別の解消

- ・差別の禁止
- ・相談及び対応
- ・あっせん、勧告及び公表
- ・茨木市障害者差別解消支援協議会

○第3章 情報の取得及び意思疎通

- 第1節 言語としての手話に対する理解
- 第2節 多様な意思疎通手段の確保

○第4章 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

○第5章 雑則



2 障害者計画(第5次)

基本目標1 お互いにつながり支え合える

施策(1)すべての人が支え合う地域共生社会への取組

我が国では、平成20年(2008年)をピークに総人口が減少に転じ、本市においても近い将来、人口が減少に転じることが見込まれています。人口減少社会において持続可能な地域共生社会をめざすためには、「みんなを主役」とし、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いにつながり支えられる仕組みを構築することが必要です。本市では、これまでから関係機関、地域住民、障害当事者等との協働による様々なネットワークを構築し運営してきましたが、活動が充実する一方で、その担い手となる関係機関等の負担は増しています。

今後は、人口減少社会が進行する中においても多様な担い手の参画を促し、限りある人的資源で地域共生社会を持続可能なものとする必要があります。各ネットワークが重層的に補完し合い、多様化・複雑化する生活課題へ対応する支援体制をめざすことと併せ、機能の重複や、担い手の負担を軽減し、効率的かつ効果的に機能する仕組みとする必要があります。

【主な取組】

①地域共生社会の実現へ向けた市民一人ひとりの取組

障害の有無にかかわらず、地域共生社会を実現するためには、障害者の社会参加を促進し、障害のある人となない人が交流することにより、相互理解を促進する必要があります。

引き続き「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を推進し、市民一人ひとりが、合理的配慮の視点に立った行動ができるように取り組みます。

②障害者を支えるボランティアなどの担い手の充実

講習会や講座等を開催し、手話や点訳・音訳等の担い手の充実に取り組みます。

また、担い手の充実に図るためには、市だけではなく、市民、市民活動団体、事業者等が積極的に障害者との交流機会の確保に取り組むことが必要なことから、引き続き市民や市民活動団体等の活動の促進に向けた働きかけに努めます。

③茨木市障害者地域自立支援協議会の機能強化と連携による支援体制の推進

自立支援協議会においては、障害者ケアマネジメントの推進や啓発、就労、地域移行など、各課題の改善・解決をめざすとともに、事例検討の活性化により、地域課題の抽出

や相談支援技術の向上を図ります。

また、持続可能な運営体制を確保するため、必要に応じて、組織体制や各会議の運営方法等を見直します。

④持続可能なネットワーク体制の再編

障害者の生活課題は、自身の障害に関する課題にとどまらず、世帯における育児、介護、経済的困窮、ひきこもり、虐待又はこれらが複合化した課題など、複雑化・多様化しています。これまで、本市では、小学校区単位に設置している健康福祉セーフティネットを中心として、分野を超えた相談支援や個別課題の解決、また、社会資源の開発や社会的孤立を背景とした課題へ取り組むなど、地域課題を解決する仕組みを整備し、推進してきました。

今後は、これまで培ってきたこれらのネットワークを土台とし、国が創設した新たな手法である「重層的支援体制整備事業」を活用し、地域共生社会の実現へ向けて取組を推進します。

事業の実施に当たっては、これまで課題とされてきた、運営・参加の負担の大きい既存のネットワークの整理・統合や福祉に携わる専門職・地域住民の役割を改めて整理し、より効率的かつ効果的で、持続可能なネットワーク体制の再編に努めます。

施策(2)交流を通じての相互理解の促進

地域共生社会を実現するためには、属性や分野にとらわれない活発な交流が必要です。本市では「共創」によるまちづくりに向け、市民の交流、活動の拠点として、IBALAB@広場、おにクル等の整備を行ってきました。これまで取り組んできた障害当事者同士の交流や、障害のある人となない人の交流を発展させ、これらの新たな公共施設等の活用のほか、より多くの場所で、様々な主体による多様な交流機会を創出することが必要です。

【主な取組】

①障害のある人となない人の交流機会の充実

ハートフルや自立支援協議会が実施する、障害者との交流イベントの充実に努めます。

また、多様な団体が主体的に連携し、おにクル等の新たなランドマークを始め、様々な場で交流が促進されるように、障害当事者、障害福祉サービス事業所、市民活動団体等への情報提供に努めます。

基本目標 2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

施策(1) 地域での包括的な相談支援体制の構築

アンケート調査から、「身近な地域で」「年齢・性別・障害を問わず」「特定の障害や問題について詳しい専門の職員に1つの窓口で何でも相談ができる」ことへのニーズが高い様子がうかがえます。

本市では、これらのニーズに対応するため、基幹相談支援センターや障害者相談支援センター、地区保健福祉センターを整備し、地域での包括的な相談支援体制の充実を図ってきました。

取組が充実する一方で、相談支援に関する各ネットワークでの活動の増加に伴い、障害者相談支援センターの負担が増していることから、将来にわたり持続可能なものとするため、各機能を整理し最適化を図っていく必要があります。

【主な取組】

①「茨木市障害者基幹相談支援センター」による総合相談支援の推進

基幹相談支援センターによる、総合的な相談支援や地域の障害者相談支援事業所に対する専門的な助言や人材育成支援、障害者虐待の防止・対応、権利擁護等の取組を引き続き推進します。

また、「障害者ケアマネジメント体制」については、関係機関との連携強化や自立支援協議会の活動を通じ、持続可能性に配慮して推進に努めます。

②障害者相談支援センターとの円滑な連携及び相談支援体制の最適化

身近な地域で相談ができる窓口として、障害者相談支援センターを設置しています。障害者のニーズが明らかになり障害福祉サービス等の利用へつなぐときは、障害者が計画的かつ継続的な支援を受けられるように、指定特定相談支援事業所が行う計画相談支援への円滑な引継を行い、複合的な課題を抱える障害者への支援が機動的、効果的に行われるように、相談支援体制の最適化を図ります。

また、難病や発達障害、高次脳機能障害などの多様な障害に対応するため、基幹相談支援センターによる専門的な支援や研修などを通じ人材育成を行うとともに、学校卒業後や就職等のライフステージに応じた相談支援に努めます。

施策(2)地域での自立した生活への支援

障害者が住み慣れた地域での生活を継続し、又は精神科病院での長期入院者や施設入所者が地域へ移行するためには、障害者本人の持つ強み(ストレングス)を最大限発揮、助長する視点に立ち、意思決定支援、日中や夜間の介護、訓練、住まいの確保など障害福祉サービス等の提供体制を確保するとともに、インフォーマルサービスなど、あらゆる社会資源を最大限に活用することにより、総合的な支援を行う必要があります。

障害者及び障害者を介護する家族の高齢化や、障害者及び家族の就労ニーズの高まりに伴い、障害福祉サービス等の持続可能な提供基盤の確保とともに、社会資源を障害者のニーズに沿って円滑かつ適正に活用する上で、計画的かつ継続的に総合的な支援を行う計画相談支援の提供基盤の確保は、特に重要な課題となっています。

【主な取組】

①自立支援給付事業、地域生活支援事業等の実施

自立支援給付事業、地域生活支援事業等の実施に当たっては、真に必要な給付を適正に行うとともに、国の動向や地域の実情を踏まえたサービス提供基盤の確保を図ります。また障害者本人の強み(ストレングス)を最大限発揮、助長するとともに、その他の公的サービス、保健医療サービス、民間サービスや市民活動団体等によるインフォーマルサービス等の社会資源から最適な社会資源を選択し組み合わせることにより、障害者が希望する生活を営めるように総合的な支援に努めます。

②地域移行・地域定着支援のための体制整備

施設入所者や精神科病院長期入院者の地域生活への移行・定着に向け、自立支援協議会や施設・医療機関等との連携のもと周知・啓発を行います。

また、地域生活を継続していくためには周囲の理解が必要なことから、地域における障害の理解促進に努めます。

③住まいの確保

令和6年(2024年)4月施行の改正障害者総合支援法により、共同生活援助(グループホーム)の支援内容に、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退去後の一人暮らし等の定着に向けた支援が新たに盛り込まれることから、共同生活援助事業者と連携を図りながら利用者支援に取り組めます。

共同生活援助(グループホーム)については、引き続き整備促進を図ります。強度行動障害者や身体障害と他の障害の重複等、障害特性や障害の程度によっては、利用を希望

しても入居先が見つかりにくい場合があるため、受け入れを促進できるように支援に努めます。

また、居住の安定に関する情報の周知やOsaka あんしん住まい推進協議会、居住支援法人※等との連携など、「茨木市居住マスタープラン」に則って住宅確保に配慮を要する障害者への支援を行うとともに、住宅確保に係る環境整備に努めます。

このほか、身体障害者や精神障害者から一定のニーズが見受けられる「サービス付き高齢者向け住宅」や「住宅型有料老人ホーム」については、利用実態の把握に努め、障害福祉サービス等の適正な提供について慎重に判断を行うほか、サービス提供に係る法令順守に係る指導の実施等、障害者にとっての適切な住まいの確保のあり方について検討します。

④地域生活支援拠点等の機能の充実

「障害者等の重度化・高齢化」や「親亡き後」「緊急時の対応」に備えるため、関係機関との連携のもと、地域生活支援拠点等の機能の充実に努めます。

機能の充実を図るには、医療的ケアや強度行動障害者に対応する専門的ケアを行う人材も必要となるため、人材の確保・養成に取り組みます。

⑤計画相談支援の実施

障害者の自立した生活を支えるためには、希望するすべての障害者に計画相談支援を実施し、障害者ケアマネジメントにより利用者の生活機能やインフォーマルサービスを最大限活用した総合的な支援を計画的かつ継続的に実施する必要があります。

本市の計画相談支援の利用率は、大阪府内でも低い水準で推移していることから、利用率の向上に向け、現在実施している指定特定相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の確保を促す補助制度に加え、計画相談支援利用のあっせん調整の仕組みの改善、事務効率化等により相談支援専門員の1人当たり対応件数を増やす仕組みを整えるなど、利用率を向上させる手法について検討します。

施策(3)精神障害者の地域での支援体制の充実

精神障害者(発達障害・高次脳機能障害・依存症含む)が地域生活を継続するためには、地域における精神障害への理解と、福祉・医療を始めとした多様な関係機関の密接な連携が重要であり、これらを引き続き推進していく必要があります。

※居住支援法人：

住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、契約手続きの立会い等の入居支援、見守り等の入居後の生活支援や家賃債務保証などの居住支援を行う法人等で、都道府県知事による指定を受けたもの。

【主な取組】**①精神障害者に対する地域における包括的なケア体制の充実**

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して地域で自分らしい生活を送れるように、関係機関との連携を一層強化し、医療、障害福祉・介護、住まい、地域の助け合いなどが包括的に確保された支援体制の充実をめざします。

②精神障害に関する理解促進

精神障害について正しく理解し、理解の不足や偏見による社会的障壁を除去するため、自立支援協議会が主催する研修や市が実施する出前講座等を活用し、啓発に取り組みます。

施策(4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援

難病、高次脳機能障害、発達障害については、「外見からは分かりにくい」という特有の事情を抱えており、障害特性等に配慮したきめ細かい支援が必要です。

【主な取組】**①難病患者・高次脳機能障害・発達障害に対する支援**

難病患者が、適切に障害福祉サービスの利用につながるように、市ホームページ等を活用し引き続き周知に努めるとともに、障害福祉サービスの申請を希望する難病患者に対して適切に導入面談を行うなど、円滑なサービスの利用に努めます。

また、従来の3障害(身体・知的・精神)の枠組みでは適切な支援が難しい、高次脳機能障害や発達障害に対する支援については、関係機関や専門機関との連携に基づく支援に努めます。

施策(5)医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害者に対する支援

医療的ケアを必要とする重度障害者や強度行動障害者が利用できるサービス事業所が少ないことが課題になっています。

地域におけるニーズ、事業所における受入状況等の実態を把握し、事業所における専門的な技能を持つ人材の確保・養成、定着に向けた環境づくりを行う必要があります。

【主な取組】**①医療的ケアや強度行動障害者に対する支援体制の改善**

医療的ケアや強度行動障害者に対応できる生活介護、短期入所や共同生活援助(グループホーム)の事業所や受入可能数が不足していると考えられるため、障害者のニーズや

事業所における受入状況等の実態把握に努め、これらの課題のある障害者が必要なサービスを利用できるように、支援体制の改善に努めます。

②医療的ケアや強度行動障害者に適切に対応できる人材の確保

医療的ケアが必要な障害者や強度行動障害者に適切な支援ができる人材を確保するため、地域生活支援拠点等の機能等を活用し、障害福祉サービス事業所における専門的な人材の確保・養成に努めます。

施策(6)保育・教育における支援の充実

アンケート調査では、「利用している通所サービス等の利用のきっかけ」は、「保護者自身の気付き」が最も多い状況となっています。

発達の遅れや障害の可能性のある乳幼児について、「気づき」が早期支援につながるように、乳幼児健康診査や相談体制を充実させる必要があります。

また、同アンケート調査では父母共に就労している家庭は50%以上を占めていることから、学童保育や保育所等においても、引き続き、障害の有無にかかわらず児童が保育を受けられる体制整備を図る必要があります。

学校卒業後の就労等を見据えた、働く力や生活する力を身に付ける教育や、ライフステージに応じた切れ目のない支援の確保が必要です。

医療的ケア児等について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を活用し、幼児期から成人期まで支援が円滑に引き継がれるように、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

【主な取組】

①早期療育の充実

乳幼児全戸訪問事業、利用者支援事業(基本型・母子保健型)等を通じて、保健師・保育士等が保護者の相談に応じ、障害の有無が明確でない段階から支援を行うとともに、療育を必要とする乳幼児については、適切な支援につながるようアドバイスを行います。

発達支援の入口としての相談機能を有する初期療育機関を公立の児童発達支援事業所「すくすく親子教室」が担い、乳幼児健康診査等とも連携して、対象児童及びその家族への支援を行うとともに、児童発達支援センターや地域の事業所等と連携しながら、多様な療育ニーズに対応できる早期療育体制の充実を図ります。

また、こどもの成長や現在の様子を記録できる「いばらきっ子ファイル」を活用し、就学時や卒業時などのライフステージの変化により支援が途切れることのないように、

切れ目のない一貫した支援体制の整備を図ります。

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ移行できるように、移行調整の責任主体である大阪府と連携し、必要に応じて対応を進めます。

②障害児保育の充実

保育所や幼稚園等において、障害のある子どもと障害のない子どもが時間と空間を共有し、相互に影響を受けながら成長することをめざす「ともに学び、ともに育つ」教育を引き続き推進します。

また、保育士や幼稚園教諭等の専門性の向上を図るための研修を充実するとともに、安全に安心して保育を受けられるように、保育所等の施設及び設備の充実に引き続き取り組みます。

障害の有無にかかわらず、児童が必要に応じて学童保育を利用することができるように、学童保育指導員の専門性向上のために障害児保育に係る知識や技術等に関する研修を実施するとともに、引き続き受入体制の整備に取り組み、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図れるように努めます。

③児童発達支援センターを中心とした重層的な障害児支援

児童福祉法改正(令和6年(2024年)4月1日施行)の趣旨を踏まえ、更なる障害児支援の充実を図るために、事業所への助言・援助の実施や地域のインクルージョンを推進するとともに、児童発達支援センターで障害児相談支援及び保育所等訪問支援を実施します。

④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の充実

関係機関が連携を図る協議の場を活用し、医療的ケア児等コーディネーターの調整のもと、保健、医療、福祉、保育等の多職種の協働による、包括的な支援体制の構築に努めます。また、令和5年度(2023年度)に開設した大阪府医療的ケア児支援センター※との連携を図ります。

支援学校等地域の関係機関との連携を通して、強度行動障害や高次脳機能障害のある児童の支援ニーズや課題を把握し、支援体制の整備につなげます。

※大阪府医療的ケア児支援センター：

医療的ケア児及びその家族に対する支援体制の構築を進めることを目的に医療・保健・福祉・教育・労働等、多方面にわたる相談の総合的な窓口として大阪府が運営する施設。

施策(7)学校教育・社会教育の充実

アンケート調査では、差別や偏見を感じる場として、「教育の場」との回答が多い状況でした。障害のある児童・生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害のある児童・生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や支援を受けられる環境づくりを推進する必要があります。

また、障害の有無にかかわらず「ともに学び、ともに育つ」教育に取り組み、関係機関、関係職種との連携による多様なニーズへの対応、支援学級に在籍する児童・生徒等への支援の充実など、合理的配慮の提供の推進が必要です。

【主な取組】

①障害児教育の充実

障害のある児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるためには、切れ目のない支援が必要です。「ともに学び、ともに育つ」教育を継承・発展させるとともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立や就労をはじめとする社会参加をめざした適切な特別の教育課程等による指導・支援を行います。

学校長のリーダーシップのもと、支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の充実に努めるとともに、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成から活用に至るまで、一貫した指導・支援の充実に努めます。

②障害のある児童・生徒に対する小・中学校教育の充実

障害のある児童・生徒の個性を大切にし、可能性を広げ、必要な力の育成を図るため、自立活動等の実践的研究の充実とともに、指導内容・方法の充実に図ります。

支援学校、外部関係機関との連携を図りながら、幅広い分野の専門的知識や支援内容を小・中学校教育に活用します。

それぞれの学びの場において適切な指導、支援が行われるように、教員の支援教育の専門性の向上を図ります。

③小・中学校における教育相談体制・研修の充実

教育センターにおいて、障害のある児童・生徒及び、その保護者からの相談に対応するとともに、相談しやすい環境づくりや教育センター所属の相談員の専門性の向上に努めます。また、教職員に対して障害の種別や特性に応じた専門的な知識や指導方法等に関する研修を充実させ、教職員の資質向上に努めます。

④小・中学校における合理的配慮の充実

一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮を行うため、保護者や本人との協議に基づき、具体的な配慮の内容を記載した「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、組織的な指導体制の構築等に取り組みます。

また、教育委員会が派遣する合理的配慮指導員※等を活用し、合理的配慮による適切な指導、支援の充実に図ります。

「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の中学生向けリーフレットの配付を行うほか、小・中学生を対象に「こども手話教室」など、障害への理解を深める取組を行います。

※合理的配慮指導員：

学校において障害のある児童生徒が学校生活を送るうえで妨げとなる障壁を取り除くために行う合理的配慮の提供を進めるため、各学校で教員に対し専門的助言を行う作業療法士等の専門家。

基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる

施策(1)就労でき、働きつづけられる環境の充実

アンケート調査では、地域生活を継続する上で必要なこととして、「生活するのに必要な収入がある」「働ける場所がある」との回答が多く、また、現在働いていない18歳以上65歳未満の回答のうち過半数が「働きたい」という意向を示すなど、障害者の就労へのニーズが高い様子がうかがえます。

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であることから、働く意欲がある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるように、多様な就業の機会を確保するとともに、就業先へ、障害者が就労を継続し定着できるように支援する必要があります。雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせのもと、障害者の経済的自立を支援します。

また、一般就労が困難な障害者に関しては、障害福祉サービス事業所が主体的に受注役務の開拓や生産体制の改善に取り組める環境づくりを支援するなど、障害者の収入や働きがいの向上に向けた取組が必要です。

【主な取組】

①障害者雇用及び働きやすい環境づくりに対する企業等の理解の促進

市内企業等による障害者雇用を促進するため、ハローワーク等と連携を図りながら、障害者雇用率制度や各種支援制度、相談窓口等に関する周知を行います。

また、かしの木園と連携し、障害・障害者雇用に対する理解や合理的配慮の視点に立った職場環境づくり等の促進に努めます。

②雇用分野における差別の解消

雇用・福祉の連携を始め、自立支援協議会、かしの木園、企業等との連携により、多くの企業が個別の障害特性を十分に理解し、合理的配慮の提供について主体的に取り組めるように、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者差別の禁止や合理的配慮の提供に関する指針等の周知に努めます。

③就労拡大に向けた支援体制の充実

ハローワークをはじめ、障害者就業・生活支援センター等との連携強化を図るとともに、就労を希望する障害者に対し、適切に就労支援制度を選択できるように支援します。

また、かしの木園で実施する一般就労へ向けた各事業を着実に実施し、就労移行支援

以外の就労系サービスから就労に至った障害者の定着支援を促進するなど、就労拡大に向けた支援体制の充実を図ります。

④スマイルオフィスを活用しての就労意欲の向上

スマイルオフィスにおける実習を通じて就労意欲を高め、一般就労等をめざします。実習に当たっては、スマイルオフィスサポーターや市役所内に設置している「あすてっぷ茨木」の相談員等が連携し、サポートします。

⑤「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく取組の推進

法律の趣旨や就労促進事業（共同受注システム）について庁内各課に周知を図り、障害者就労施設等への積極的な役務の発注に努めます。

また、共同受注システムなどの取組を通じて、障害福祉サービス事業所が主体的に受注役務の開拓や生産体制の工夫が行えるように働きかけていきます。

⑥通所施設が行う生産活動、創作活動等の促進

共同受注システムなどの取組を通じて、障害福祉サービス事業所等の通所施設による主体的な役務受注や生産体制の改善を促進し、障害者が受け取る工賃の向上を図ります。

併せて、通所施設の主体的な授産製品の開発・受注・販路の拡大、創作品展示及び市民との交流を促進し、障害者の心身やニーズに応じた多様な生産活動の確保、障害者の創作品の発表機会の確保及び障害のない市民との交流機会の増進等を図ります。

⑦働きつづけるための就労相談の充実

障害者が同じ職場で長く働きつづけられるように、かしの木園における各支援事業を着実に実施するとともに、関係機関と連携し、就労相談等の日常的な相談支援体制の更なる充実に取り組みます。

⑧重度障害者の就労支援

重度の障害者への就労支援について、ニーズの把握に努め、通勤支援や職場等における支援のあり方について検討します。

施策(2)文化芸術・スポーツ等を通じた社会参加の促進

余暇活動の充実、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者自身の生活と社会を豊かなものとしします。

障害者の多様なニーズを踏まえ、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ分野など、様々な社会参加の機会の創出や促進に努め、いきいきと健やかに、楽しみ、活動できる地域づくりをめざします。

【主な取組】

①文化芸術を通じた社会参加の促進

文化芸術分野においては、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の趣旨を踏まえるとともに、本市文化振興ビジョンに掲げる理念の実現をめざすものとしします。

本市の文化施設・社会教育施設における障害者に配慮した利用しやすい環境整備や運営を推進するとともに、障害者の文化芸術に対する鑑賞の機会等のアクセシビリティの向上、文化芸術の創造の機会、作品等発表の機会の確保や、障害者団体とその他市民団体の連携等による活動機会の促進に努めます。

②運動・スポーツを通じた社会参加の促進

運動・スポーツ分野においては、「スポーツ基本法」の趣旨を踏まえるとともに、本市スポーツ推進計画に掲げる理念の実現をめざすものとしします。

本市の社会施設その他の施設等の多角的かつ総合的な視点による、環境整備や既存施設の機能と利便性向上に努めます。また、「ボッチャ交流会」など、障害の有無にかかわらず、誰もが運動・スポーツに親しみ、交流できる機会の確保や、障害者団体とその他市民団体の連携等による活動機会の促進に努めます。

③様々な余暇活動等に参加しやすい環境づくり

多様な余暇活動を通じて、障害者が充実した社会生活を送れるように、市民、市民活動団体、障害福祉サービス事業所等と連携し、交流機会の充実と障害者が安心して余暇活動に参加できる環境づくりに努めます。

基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される**施策(1)人権の尊重、差別のないまちづくりの推進**

差別のないまちづくりの推進に向け、引き続き「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の周知・啓発に取り組む必要があります。

とりわけ事業者(福祉事業者、医療機関等も含む)に関しては、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」(障害者差別解消法)の改正により、障害者への合理的配慮の提供が義務化されたことから、一層啓発に取り組む必要があります。

茨木市障害者差別解消支援協議会の活動等を通じ、地域や各機関の課題や取組の共有、情報発信、個別の相談事案から地域全体の対応力の向上を図る等、障害者への差別が起こらない地域となるように取り組むことが必要です。

【主な取組】**①障害理解の推進と差別の禁止**

障害を理由とする差別の解消を推進するためには、市のみならず、市民をはじめ、市民活動団体、事業者等が主体的に取り組むことが必要です。障害に対する理解を深め、障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供についての認識が深められるように、各主体が互いに連携し啓発を推進します。

②障害者差別解消に向けての地域全体での対応力向上

茨木市障害者差別解消支援協議会において、「障害を理由とする不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」に関する市や各関係機関における事例や、それらに対する取組状況、課題等の情報共有を通じて、地域全体における差別相談に対する対応力の向上を図るとともに、差別解消に向けた関係機関による主体的な取組を促進します。

施策(2)虐待防止対策

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)等の趣旨を踏まえ、関係機関との連携を強化し、障害者等に対する虐待の未然防止に取り組めます。

事業所等に対しては、指導担当課が行う実地指導等を通じて確認を行い、基準を満たしていない場合は改善を求めます。

また、障害特性に応じた適切な支援を行うため、研修を実施するなど、支援体制の確保を図ります。

【主な取組】

①虐待防止及び啓発への取組

身体的、心理的、経済的など様々な虐待による障害者等の権利侵害を未然に防ぐ取組を実施します。

また、関係機関との連携を強化し、虐待の防止や早期発見に努めるとともに、関係機関に対する研修を実施し、障害者等への虐待防止に対する意識の向上に取り組めます。

②虐待対応

24時間・365日、虐待通報を受理できる専用ダイヤルやメールフォームを用いた虐待通報受理体制を市民に広く周知するなど、虐待の早期発見に取り組めます。

発見された案件に対しては、関係機関との連携により、速やかな対応を行います。

施策(3) 権利擁護の推進

意思決定に支障のある障害者に対する、成年後見制度等の利用を引き続き推進します。

また、権利擁護の推進に当たっては、障害者本人に対する意思決定支援(意思を形成及び表明する段階の支援含む)を実施するなど、自己決定を尊重するための取組が必要です。

【主な取組】

①権利擁護の推進

＊「地域福祉計画(成年後見制度利用促進計画)」91ページ参照

②成年後見制度利用の促進(利用支援事業・報酬助成事業)

＊「地域福祉計画(成年後見制度利用促進計画)」92ページ参照

③意思決定支援の促進

意思決定が困難な障害者については、自ら意思決定を行うことができるように支援を行う必要があることから、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドライン」を障害福祉サービス事業所に周知するとともに、市職員には意思決定支援に関する研修を実施するなど、支援技術の向上を図ります。

施策(4) 障害理解教育の推進

アンケート調査では、「市民への障害への理解を深めるために力を入れるべきこと」として、「小・中学校における福祉教育」との回答が最も多く、学校教育におけるニーズ

が高い様子がうかがえます。

小・中学校における障害への理解を深める学習を促進するとともに、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流や、学校と地域住民・市民活動団体との交流の促進など、「ともに学び、ともに育つ」教育の環境づくりを推進する必要があります。

また、家庭や地域、保育所、幼稚園においても同様に、環境づくりを進める必要があります。

【主な取組】

①学校等における障害理解教育・学習活動の充実

保育所、幼稚園、小・中学校の児童・生徒等と様々な障害の状況にある人とのふれあいや交流活動を充実し、障害についての正しい理解や認識を深める教育を進めます。

地域共生社会の実現に向け、障害者の人権が尊重される教育を推進します。

学校での障害理解教育や学習の場を、社会福祉協議会やボランティア団体との連携により充実させ、身近な地域での支え合いの心を育みます。

②家庭・地域における障害教育・学習活動の充実

市民の自発的な学習活動や社会参加を支援するため、社会情勢の変化に応じた各種講座内容や実施手法を検討していきます。

基本目標5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる

施策(1)情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進

アンケート調査では、「市が提供する情報について、十分な情報提供はできていないと思う」との回答が過半数を占めており、情報提供手段の多様化、内容の分かりやすさ、迅速性を求める回答が多いことから、市の情報提供のあり方に対する改善へのニーズが高い様子がうかがえます。

一方、令和4年(2022年)通信利用動向調査(総務省)では、国民全体のスマートフォン・携帯電話のモバイル端末の保有状況が約86%であるのに対し、障害者手帳所持者を対象とした本市アンケート調査では約64%でした。インターネット等の利用状況に関する質問については、「活用していない」との回答が約25%あることも踏まえると、ICT(情報通信技術)の活用が、障害のない人と比べ、進んでいない可能性があります。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえるとともに、「次なる茨木のためのICTビジョン」に沿って、障害者がICTを活用しながら情報を活用できるように、より効果的な行政情報の発信、行政手続の利便性の向上を図ることと併せ、障害のない人との情報格差(デジタルデバイド)が拡大しないように取り組む必要があります。

このほか、引き続き、障害特性に応じ、多様なコミュニケーション手段の確保や人材育成に取り組む必要があります。

【主な取組】

①情報提供及びコミュニケーションの充実

行政情報の提供に当たっては、ユニバーサルデザイン※を念頭に、市が効率的・効果的に情報発信でき、できるだけ多くの方が円滑に情報取得できるように、分かりやすい表現、適切な字体、音声及び動画等の活用による情報提供や広報活動に努めるとともに、情報提供方法についても効率的・効果的なものとなるように取り組みます。

ユニバーサルデザインの考え方による情報提供によっては必要な情報取得が困難な方へは、障害特性や程度を考慮して、過重な負担とならない範囲において筆談、読み上げ、ルビ、手話、点字等による合理的配慮の提供を行います。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の理念の実現に向けた

※ユニバーサルデザイン：

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用しやすい製品、サービス、環境のデザイン。

読書バリアフリーの環境づくりの推進や、茨木市子ども読書活動推進計画に基づく障害の有無に関わらないこどもの読書環境づくりの推進などにより、情報保障に努めます。

② ICT 活用の促進とデジタルデバイド解消

本計画の方向性は、「茨木市 DX 推進に関する宣言」の趣旨を踏まえるとともに、本計画に係る取組を「次なる茨木のための ICT ビジョン」へ反映します。

「行かなくてもいい市役所」については、障害者の中には心身の状況により市役所への来庁が困難な方がおられること、障害者の家族も介護の状況などから来庁が難しい方もおられることから、行政手続のオンライン化等の取組を一層推進します。

「くらしのデジタル化」については、障害者が講習、相談等によりスマートフォンなどの ICT の活用について学べる機会と出会えるように努め、市ホームページ等への誘導やコンテンツの充実により行政情報へのアクセシビリティの向上を図るとともに、アプリケーション「いばライフ」や SNS 等を活用した障害者の暮らしに係る情報の発信等を通じ、障害者による ICT 活用の促進に努めます。

これらの取組により、障害者にとって ICT の必要性や利便性を障害者が身近に感じられる環境づくりに努め、ICT の活用を促進します。

また、ICT を活用していない、又は、活用が困難な障害者への配慮を行うとともに、情報格差(デジタルデバイド)の解消に努めます。

③ 多様なコミュニケーションを支援する人材の確保・育成

障害の種別に応じた適切な方法でコミュニケーションができるように、手話奉仕員、要約筆記者及び点訳・音訳ボランティアの確保と養成に取り組みます。

④ 障害福祉サービス等の利用者の選択に資する情報提供

障害福祉サービス等の支給決定を受けた障害者が、自らの意思決定によってニーズに沿った事業所を選択するためには、当該障害者や当該障害者を支援する障害者相談支援事業所等が、各事業所の情報を得られる環境が必要です。

障害福祉サービス事業所等に対し、事業所の選択に資する適切で正確な情報を発信するように促します。

また、計画相談支援、障害者相談支援センター、基幹相談支援センター、地区保健福祉センターなど各種相談支援機関の機能について、障害者へ分かりやすく情報提供し、円滑に希望や状況に応じた相談支援を受けられるように取り組みます。

施策(2)安全・安心に暮らせるまちづくり

茨木市バリアフリー基本構想の基本理念の実現に向け、市民等との協働により、施設のバリアフリー化、市民の心のバリアフリー化等を推進します。

【主な取組】

①まちのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン等の推進

本市バリアフリー基本構想等に基づき、市内のバリアフリー化及び市民の心のバリアフリー化の推進を図っていきます。

施策(3)防災の推進

アンケート調査では、災害時の避難について、「一人で避難できない」「近くに助けてくれる人はいない」との回答がいずれも3割を上回り、多くの方が災害時の避難に不安を感じている様子がうかがえます。

茨木市地域防災計画に基づき、災害時における要配慮者への多様できめ細かな情報の発信、避難行動要支援者への対策や、個別避難計画の作成、福祉避難所の体制整備を進める必要があります。

また、障害福祉サービス事業所において作成される業務継続計画や、水防法に基づく避難確保計画による避難訓練や研修等が適切に行われ、災害時の障害者の安全確保、避難及び生活の復旧に向けた支援が、適切に実施される必要があります。

【主な取組】

①要配慮者の特性に応じた災害時の情報提供体制の充実

障害者等の要配慮者に対し、避難情報等が確実に伝わるように、関係事業者の協力を得つつ、情報伝達手段の多重化・多様化を図ります。

②個別避難計画による障害者の避難支援

避難行動要支援者が、円滑かつ迅速に避難が行えるように、関係機関と連携しながら個別避難計画の作成を進めます。

③一般避難所における福祉ニーズへの対応

障害者等の避難行動要支援者の情報をもとに、一般の指定避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携し、必要な支援体制の整備に努めます。

④福祉避難所の設置・災害協定に基づく支援体制の整備

一般の指定避難所において配慮が必要な障害者等を対象とした福祉避難スペースや、茨木市障害福祉サービス事業所連絡会と締結している「大規模災害に伴う避難施設の設置運営基準に関する協定」に基づく支援体制を整理し、災害時における要配慮者の安全・安心を確保する取組を進めます。

基本目標 6 持続可能な社会保障を推進する

施策(1)障害者制度の適正運営

障害者の地域生活を支えていくためには、障害者の地域生活を支える人的資源やサービス基盤など、社会資源がいずれも有限であることを踏まえ、制度を公正かつ適正に運営し、持続可能なものとする必要があります。

障害者の希望する生活の実現に当たっては、適正な公的サービスの利用と併せ、インフォーマルサービスなどの地域の社会資源を最大限活用することで最大の効果が得られるように努めるなど、持続可能な制度運営を行います。

【主な取組】

①持続可能な障害福祉サービス制度の運営

障害福祉サービスは、障害者の意向とともに、障害者の障害支援区分、介護を行う者の状況、置かれている環境、障害福祉サービスの提供体制の整備状況等の勘案事項及び指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案を勘案し、適正に支給要否を決定します。また、地域生活支援事業についても、地域の状況等を踏まえ、適正な運営を行います。

今後も障害福祉サービス等の需要の伸びが見込まれるため、真に必要なサービスの支給と併せ、地域の社会資源を最大限活用した総合的な支援を行うことで、支援の効率性及び効果を高め、障害者の希望する生活の実現をめざします。

障害福祉サービス制度の運営に当たっては、自立支援給付等の適正化を行うことにより、今必要とする人が利用できることはもとより、将来必要とする人も継続的に利用できるように、制度、サービス基盤及び障害者の地域生活いずれの持続可能性も向上できるように努めます。

②請求情報の点検による給付の適正化

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を障害福祉サービス事業所と共有し修正を促すとともに、更なる給付の適正化に向け、審査体制の強化に努めます。

③地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者の指定

障害者総合支援法の改正により、障害福祉計画に記載した障害福祉サービスの指定に際し、その充足状況に応じて指定に関する条件を付けることや、充足していると判断できる場合は指定しないことができるようになることを受け、地域のニーズの動向やサービスの整備状況を踏まえ、必要な検討を行います。

施策(2)持続可能な障害福祉サービス事業所の運営及び人材の育成

障害福祉サービス事業所による法令順守の取組が徹底されることにより、虐待などの不適切な利用者対応や報酬請求などを防止し、適正な運営体制を確保することが、市民による障害福祉サービス制度への信頼の基盤となります。

持続可能なサービス提供基盤を維持する上で、各障害福祉サービス事業所での慢性的な人材不足も課題となっています。人材の確保、定着に向け、事業所による人材育成の体制作り、利用者等からのハラスメント*対応や労働法規を順守した働きやすい環境づくり等を進めるとともに、事務効率化、事業所間の連携・学びの共有などの事業所間における相互協力を促進することがより重要となっていくと考えられます。

【主な取組】

①障害福祉サービス事業所への指導・監査

実地指導、集団指導を行い、障害福祉サービス事業所に法令や基準を周知徹底することにより、事業所が主体的かつ継続的に法令順守及びサービスの質の向上に向けた取組を行い、利用者が安心してサービス提供が受けられる体制、サービス従業者の適正な労働環境の確保、並びに適正な給付費の請求が行われることで、事業所が継続的に運営され、サービス提供基盤が維持できるように支援します。

一方、虐待等の不適切な利用者対応、重大な基準違反、不正な報酬請求等が行われた事業所に対しては、厳正な対応を行うことにより、市民からの障害福祉サービス制度に対する信頼を確保します。

②サービス提供従業者の確保・事務効率化

持続可能なサービス提供体制の確保のため、障害福祉サービス事業所に対しては、国が利用者や家族等からのハラスメントへの対応として作成した「障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル」等の普及・啓発に努め、事業所において研修が適切に行われ、障害福祉の仕事の魅力が発信されるように働きかけるなど、人材の確保・離職防止に向けた取組の促進に努めます。また、ICTの活用などによる事務効率化の好事例の共有を行うなど、人的資源の障害福祉分野への確保、定着に向け、事業所間や多職種間での連携、相互協力が行われるように支援に努めます。

※ハラスメント：

他者に対する発言・行動等が、本人の意思とは関係なく相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与える、脅威を与えることを示す。ハラスメントには様々な種類があるが、職場においてはセクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどがよく問題になる。

③障害福祉サービス事業所等における人材育成の促進

障害福祉サービス事業所に対しては、強度行動障害者や医療的ケア対象者への支援など専門性の高い支援への研修や、障害者が地域生活を継続する上で課題となるサービスの質の向上のための研修、その他サービス提供基盤を持続可能なものとするために必要な研修について、障害福祉サービス事業所等において行われるもの、自立支援協議会や地域生活支援拠点等の人材育成機能を担うハートフルが行うものなど、地域のニーズに応じ適切な連携や役割分担のもと、効率的・効果的な人材育成の促進に努めます。

指定特定相談支援事業所に対しては、大阪府相談支援専門員研修におけるインターバルの実施やサービス等利用計画の質の向上に向けた指導、助言を行うなど、サービスの向上や人材定着に努めます。

施策(3)市立障害者施設のあり方の検討

市の公共施設等に関しては、老朽化が進行する中、将来の人口減少や人口構造の変化等を見据えた、中長期的な視点を持って効率的で効果的な公共施設等の保全・更新等を行い、複合化・多機能化、統廃合等を含めた時代の要請に応じる見直しを推進する必要があります。

かしの木園、ともしび園、ハートフルについては、平成25年(2013年)4月から指定管理者制度※を導入し、令和5年(2023年)からは、第3期目の指定管理期間に入っています。

制度導入時から10余年が経過し、その間、社会資源や利用者ニーズ、関係法の改正など社会情勢は変化していることから、今後も市が果たすべき役割を継続的に担えるように、それぞれの施設の役割を検討する必要があります。

【主な取組】

①市立障害者施設のあり方の検討

かしの木園、ともしび園、ハートフルについて、当該施設が実施する事業の効果、障害福祉サービスの整備状況、利用者のニーズの動向又は関係法の改正などの社会情勢の変化により、障害福祉施策における本市独自財源の活用先として、公的施設が担う役割の意義を検証し、茨木市公共施設等マネジメント基本方針及び茨木市公共施設最適化方針等に示す方向性等を踏まえ、指定管理者制度の継続、民営化又は複合化等、各施設を最大限活用できるように、今後のあり方を検討します。

※指定管理者制度：

「公の施設」について、地方自治体が条例の整備を行い、法人その他の団体(民間事業者を含む。)を議決を経て指定することで、その管理を行わせることができる制度。

3 障害福祉計画（第7期）

（1）第7期計画の目標設定と実現に向けた取組

障害者総合支援法に基づく国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び大阪府の「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」を踏まえた上で、本市の「茨木市総合保健福祉計画」の基本理念に則り、本市の実情を勘案して、令和8年度(2026年度)末を目標年度とする数値目標を設定します。

国及び大阪府が新たに設定した項目並びに本市の実情に応じた項目を設定し、持続可能性を考慮したサービス提供体制の確保に向けて取り組みます。

（2）成果目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 地域生活移行者数

【目標値設定の考え方】

令和8年度(2026年度)末までに令和4年度(2022年度)末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目標として設定します。

■地域生活移行者数の目標値

令和4年度(2022年度)末 施設入所者数	令和8年度(2026年度)末 地域生活移行者数	
129人	8人	移行率6%以上

*国・大阪府の基本指針等:令和8年度(2026年度)末時点で令和4年度(2022年度)末の施設入所者の6%以上

イ 施設入所者の削減数

【目標値設定の考え方】

令和8年度(2026年度)末までに令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数から1.7%以上削減することを目標として設定します。

■施設入所者の削減数の目標値

令和4年度(2022年度)末 施設入所者数	令和8年度(2026年度)末 施設入所者の削減数	
129人	削減数3人 削減率1.7%以上	施設入所者数 126人

*国の基本指針:令和8年度(2026年度)末時点で令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の5%以上削減

*大阪府の考え方:令和8年度(2026年度)末時点で令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の1.7%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における1年以上の長期入院患者数

【目標値設定の考え方】

令和8年(2026年)6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数8,193人(大阪府全体の目標値)を令和3年(2021年)6月末時点の大阪府内の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める本市の精神病床における1年以上の長期入院患者数の割合で按分した数値である315人を目標として設定します。

■精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標値

令和8年(2026年)6月末時点 精神病床における1年以上の長期入院患者数
315人

*国の基本指針:令和8年度(2026年度)末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定
*大阪府の考え方:令和8年(2026年)6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数8,193人(大阪府全体の目標値)を令和3年(2021年)6月末時点の大阪府内の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める各市町村の精神病床における1年以上の長期入院患者数の割合で按分した数値(65歳以上と65歳未満は区別しない)

③地域生活支援の充実

ア 地域生活支援拠点等の機能の充実

【目標値設定の考え方】

令和8年度(2026年度)末までの間、地域生活支援拠点等の機能の確保のため、面的整備(複数の機関が分担して機能を担う体制整備)の支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを目標として設定します。

■地域生活支援拠点等の機能の充実に関する目標値

令和8年度(2026年度)末 地域生活支援拠点等の機能の充実に関する目標
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討を、それぞれ年1回以上実施し、茨木市障害者地域自立支援協議会に報告する。

*国・大阪府の基本指針等:令和8年度(2026年度)末までの間、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。

イ 強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実

【目標値設定の考え方】

令和8年度(2026年度)末までに強度行動障害者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、強度行動障害者の実情や求める支援サービス等に関する調査を実施することを目標として設定します。

■ 強度行動障害を有する者に対する支援体制の目標値

令和8年度(2026年度)末 強度行動障害を有する者に対する支援体制に関する目標	
・強度行動障害者の実情や求める支援サービス等に関する調査を実施し、障害福祉サービス事業者へ情報提供する。	
・調査結果を総合保健福祉審議会障害者施策推進分科会及び茨木市障害者地域自立支援協議会にそれぞれ報告する。	

*国・大阪府の基本指針等:令和8年度(2026年度)末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

④福祉施設から一般就労への移行等

ア 福祉施設から一般就労への移行

【目標値設定の考え方】

令和8年度(2026年度)中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上とし、併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上とすることを目標として設定します。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とすることを目標として設定します。

■ 福祉施設から一般就労への移行の目標値

令和3年度(2021年度) 一般就労への移行者数		令和8年度(2026年度)中 一般就労への移行者数	
全体59人 ※自立訓練1人含む		全体77人	令和3年度(2021年度)対比 全体1.28倍以上
就労移行支援	43人	就労移行支援	57人
就労継続支援A型	10人	就労継続支援A型	13人
就労継続支援B型	5人	就労継続支援B型	7人
			就労移行支援 1.31倍以上
			就労継続支援A型 1.29倍以上
			就労継続支援B型 1.28倍以上

*国・大阪府の基本指針等:令和8年度(2026年度)中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上

■ 就労移行支援事業所の一般就労への移行に関する目標値

令和8年度(2026年度)末 就労移行支援事業所の一般就労への移行に関する目標
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が6割以上

＊国の基本指針:令和8年度(2026年度)末の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上

＊大阪府の考え方:令和8年度(2026年度)末の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上

イ 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

【目標値設定の考え方】

就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度(2026年度)末の利用者数を令和3年度(2021年度)末実績の1.41倍以上を目標として設定します。

就労定着率については、令和8年度(2026年度)の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目標として設定します。

また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、自立支援協議会「就労支援部会」を通じて、取組を進めることを目標として設定します。

■ 就労定着支援事業の利用者数の目標値

令和3年度(2021年度)末 就労定着支援事業の利用者数	令和8年度(2026年度)末 就労定着支援事業の利用者数
47人	67人 1.41倍以上

＊国・大阪府の基本指針等:令和8年度(2026年度)末の利用者数を令和3年度(2021年度)末実績の1.41倍以上とする。

■ 就労定着率の目標値

令和8年度(2026年度) 就労定着率の目標
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上

＊国・大阪府の基本指針等:令和8年度(2026年度)の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。

■ 就労支援のネットワーク強化の目標値

令和8年度(2026年度) 就労支援のネットワーク強化のための取組
茨木市障害者地域自立支援協議会「就労支援部会」及び茨木市立障害者就労支援センターかしの木園それぞれにおいて、ハローワーク及び障害者就業・生活支援センターの助言や協力を得て、障害の理解又は障害者の就労及び定着に資する複数企業との関係づくり又は連携強化の取組を年1回以上実施する。

＊令和8年度(2026年度)末の国・大阪府の目標:地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進める。

ウ 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

【目標値設定の考え方】

本市においては、第6期計画期間における工賃平均額を踏まえて、第7期計画は令和4年度(2022年度)の大阪府の工賃平均額を目標として設定します。

■就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の目標値

令和8年度(2026年度) 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額
13,681円

*大阪府の考え方:令和3年度(2021年度)工賃実績に基づいて、各市町村において工賃平均額の令和8年度(2026年度)の目標値を設定

⑤相談支援体制の充実・強化等

【目標値設定の考え方】

令和8年度(2026年度)末までに、基幹相談支援センターが効率的かつ効果的に関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、持続可能性を考慮した地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、令和8年度(2026年度)末までに、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域課題の抽出や人材育成を行い、地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行う体制の確保を図ります。

■相談支援体制の充実・強化等の目標値

令和8年度(2026年度)末 相談支援体制の充実・強化等の取組
・市内の相談支援事業所を対象とした事例検討会を年1回以上実施する。
・市内の相談支援事業所に所属する相談支援専門員のスキルアップを図るための研修会を年1回以上実施する。
・茨木市障害者地域自立支援協議会の各部会、各プロジェクトチームにおいて、地域サービス基盤の開発・改善等に関する活動の成果等を令和8年度(2026年度)までに1回以上報告する。

*国・大阪府の基本指針等:令和8年度(2026年度)末までに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保する。また、令和8年度(2026年度)末までに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保する。

⑥計画相談支援体制の充実

【目標値設定の考え方】

本市の計画相談支援の利用率は、令和5年(2023年)3月末時点で34.2%と、北摂地域(7市)では最下位、大阪府内では最下位の次位となっており、必要としている方に対して、計画相談及び障害児相談支援を十分に提供できていないことが、本市の大きな地域課題となっています。

本市では、令和11年度(2029年度)末までに北摂地域(7市)の利用率の平均値と同等

の60%を目標とし、その中間年度にあたる令和8年度(2026年度)末までには、計画相談支援の利用率50%を目標として設定します。また、利用率の目標達成に向けて、計画相談支援に従事する相談支援専門員常勤換算数について、令和11年度(2029年度)末までに必要と推計される41人を目標とし、令和8年度(2026年度)末までに31人とすることを併せて目標として設定します。

■ 計画相談支援体制の充実に係る目標値

令和8年度(2026年度)末 計画相談支援体制の充実に係る目標	
・計画相談支援の利用率	50%
・計画相談支援に従事する相談支援専門員常勤換算数	31人

*本市の独自設定項目

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標値設定の考え方】

障害福祉サービス事業者等への指導監督部局と障害福祉部局の連携並びに実地指導及び集団指導の実施等による支援を通じ、サービスの質の確保・向上を図ります。また、併せて請求誤り及び不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等に取り組むほか、必要時には監査の実施による厳正な対応により制度への信頼の確保等を行います。

■ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の目標値

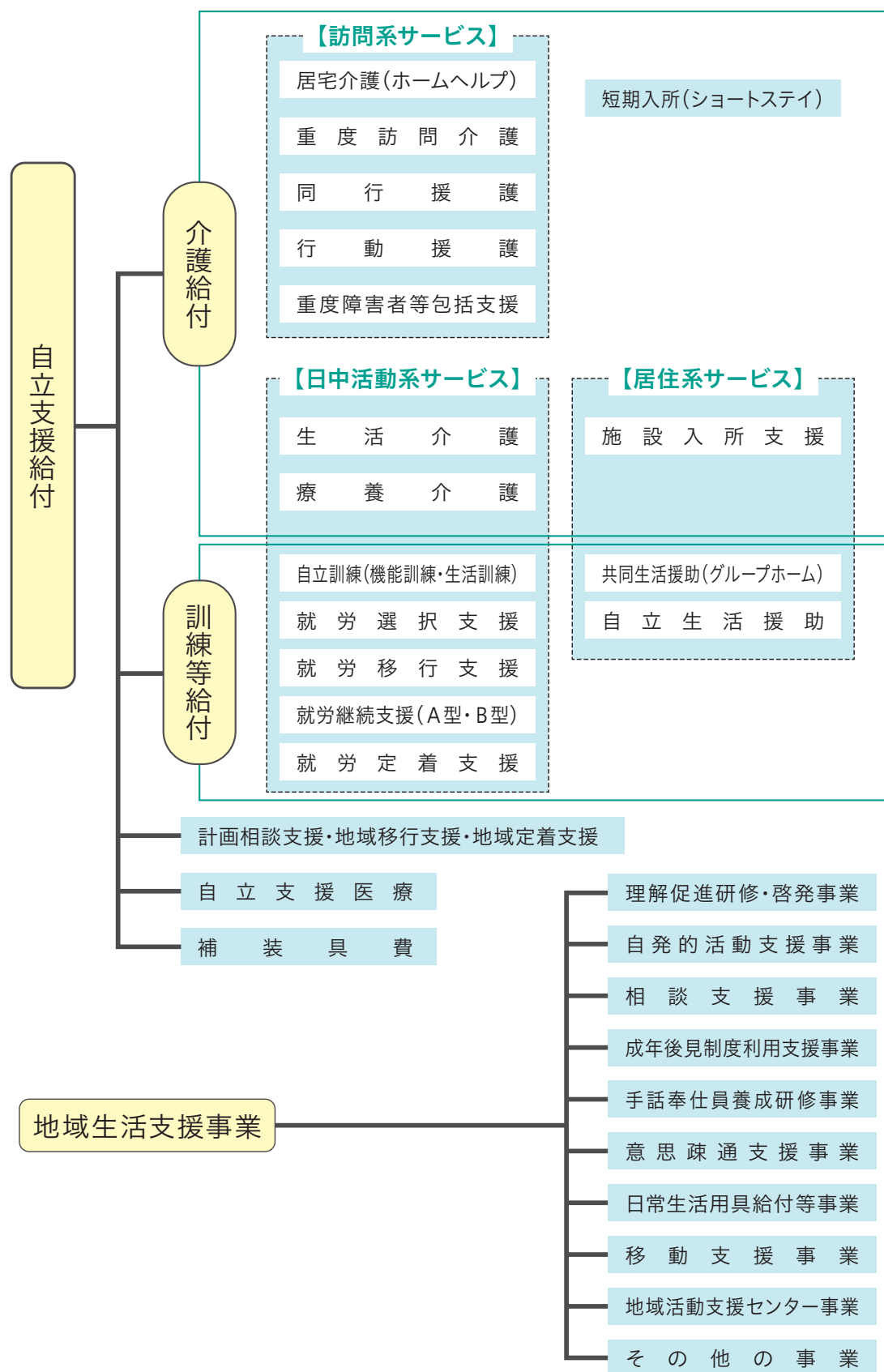
令和8年度(2026年度)末 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	
ア	障害福祉サービス事業所等への実地指導を年120件以上実施する。
イ	障害福祉サービス事業所等への集団指導を年1回実施する。
ウ	障害福祉サービス事業者を対象とし、障害者計画又は障害福祉計画に記載した課題(意思決定支援、虐待防止、医療的ケア、強度行動障害者への支援等障害者の地域生活の持続可能性又は利用者によるハラスメント防止、事務効率化等サービス提供体制の持続可能性の確保・向上に資するもの)を主題とした研修について、市、ハートフル、茨木市障害者地域自立支援協議会のいずれかを主体として年1回以上実施する。
エ	障害福祉サービス事業者又はそのグループにおいて、ウに掲げる内容の研修が行われるように促し、その実施状況を把握する。

*国の基本指針:令和8年度(2026年度)末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

*大阪府の考え方:不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取組、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定する。

(3)活動指標

①サービスの体系



②自立支援給付の必要量の見込みと確保の方策

【見込み量設定の考え方】

各サービス共通して、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)までの3か年の利用実績をもとに、令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)までの利用状況の推移を勘案し見込みました。

訪問系サービスにおける、居宅介護、重度訪問介護、行動援護については、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)までの3か年の利用実績をもとに、今後の増加を見込みました。同行援護については、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響を加味し、特に影響の大きかった令和2年度(2020年度)の利用実績を除き、令和3年度(2021年度)、令和4年度(2022年度)の利用実績をもとに、今後の増加を見込みました。

短期入所については、新型コロナウイルス感染症の影響による実績の減少を加味し、今後の増加を見込みました。

日中活動系サービスについては、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)までの3か年の利用実績をもとに、今後の増加を見込みました。なお、知的障害者の就労継続支援A型、身体障害者及び精神障害者の就労継続支援B型の増加が著しく、それらの状況を加味し今後の増加を見込んでいます。なお、令和7年度(2025年度)から設定される就労選択支援については、令和4年度(2022年度)の就労移行支援、就労継続支援の新規利用者数を考慮し、今後の利用者数を見込みました。

居住系サービスにおける、施設入所支援、共同生活援助(グループホーム)については、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)までの3か年の利用実績をもとに、今後の増加を見込みました。自立生活援助については、実績がなく指定事業所もないことから利用は見込まれません。

計画相談支援については、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)までの3か年の利用実績をもとに、今後の増加を見込みました。地域移行支援については、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)までの3か年の利用実績と令和5年度(2023年度)末における第6期計画の目標値を勘案して見込みました。

【見込み量確保のための方策】

○サービスを必要とする障害者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、真に必要なサービス種別及び量の適正な支給決定に努めます。

○市広報誌やホームページ、「障害者のてびき」などを通じて利用者に対してサービスの周知を図ります。

○就労系サービスについては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促

進法)に基づく支援制度やハローワーク・障害者就業・生活支援センター等を通じた支援なども含め、障害者の状況に応じ適切な支援制度が選択・利用できるように必要な情報提供と援助を行います。

○就労系サービスを利用し一般就労へ移行された方に対し、企業等での就労が継続できるように、必要に応じてジョブコーチ*利用の勧奨や就労定着支援の支給決定を行うなど、本市の障害者が働き続けることができるように支援します。

○短期入所、生活介護、共同生活援助(グループホーム)の市内における地域資源の整備促進については、医療的ケアが必要な障害者や強度行動障害者に対しての支援体制を考慮し方法を検討します。なお、医療的ケアが必要な障害者や強度行動障害者に適切な支援ができる人材を確保するため、地域生活支援拠点等の機能等を活用し、障害福祉サービス事業所における専門的な人材の確保・養成に努めます。

○共同生活援助(グループホーム)については、利用者が地域との関わりを持って、安心して生活を送るため、市内における社会資源の整備促進を図ります。

○自立生活援助については、ニーズの把握に努めます。

○計画相談支援については、現状の活動指標における見込量では令和8年度(2026年度)末までに、計画相談支援の利用率50%とする成果目標は達成できないため、引き続き利用率向上の方法を検討していく必要があります。また、個別支援の質の向上や、地域での人材育成の必要性から、主任相談支援専門員の確保を促進します。

○地域移行、地域定着支援については、自立支援協議会との連携を強化し、インフォーマルサービスを含めた総合的な支援が受けられるように、地域移行等にかかる相談支援体制の充実に努めるとともに、過去の実績からは利用が見込まれないため、個別の地域生活移行の援助事例において制度の周知・利用勧奨を行います。

ア 訪問系サービス

サービス種別	サービス内容
居宅介護	自宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者その他障害者に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護や外出時の移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な方に外出時の移動の補助及び外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)を行います。
行動援護	知的又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする重度障害者に対し、行動上の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などを行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする障害者で、介護の必要の程度が著しく高い場合に、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的にを行います。

※ジョブコーチ：

障害者雇用促進法に定める所定の養成研修を受けた職場適応援助者のこと。障害者の職場適応に課題がある場合に、職場に向向いて障害特性を踏まえた専門的支援を行うなど、障害者の職場適応を図る。地域障害者職業センターに配置されるもののほか、障害者の就労支援を行う社会福祉法人等や、障害者を雇用する企業に雇用されるものがある。

サービス種別	単位	障害種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	194	204	214
		知的障害者	114	119	125
		精神障害者	265	278	292
		障害児	32	34	35
		合 計	605	635	666
	月平均利用時間総数 【人時間/月】	身体障害者	7,328	8,061	8,867
		知的障害者	1,140	1,197	1,257
		精神障害者	3,241	3,403	3,574
		障害児	440	462	485
		合 計	12,149	13,123	14,183
重度訪問介護	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	21	22	22
		知的障害者	3	3	3
		精神障害者	1	1	1
		合 計	25	26	26
	月平均利用時間総数 【人時間/月】	身体障害者	7,814	7,892	7,971
		知的障害者	996	996	996
		精神障害者	68	72	75
		合 計	8,878	8,960	9,042
同行援護	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	68	69	70
		障害児	1	1	1
		合 計	69	70	71
	月平均利用時間総数 【人時間/月】	身体障害者	1,802	1,830	1,859
		障害児	33	35	36
		合 計	1,835	1,865	1,895
行動援護	月平均利用者数 【人/月】	知的障害者	3	3	4
		精神障害者	1	1	1
		障害児	0	0	0
		合 計	4	4	5
	月平均利用時間総数 【人時間/月】	知的障害者	143	150	158
		精神障害者	31	31	31
		障害児	0	0	0
		合 計	174	181	189
重度障害者等 包括支援	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	0	0	0
		知的障害者	0	0	0
		精神障害者	0	0	0
		障害児	0	0	0
		合 計	0	0	0
	月平均利用時間総数 【人時間/月】	身体障害者	0	0	0
		知的障害者	0	0	0
		精神障害者	0	0	0
		障害児	0	0	0
		合 計	0	0	0

イ 短期入所

サービス種別	サービス内容
短期入所	介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に、入浴・排せつ・食事等の介護などのサービスを行います。

サービス種別	単位	障害種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
短期入所	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	43	45	47
		知的障害者	117	123	129
		精神障害者	7	7	7
		障害児	36	38	40
		合 計	203	213	223
	月平均利用日数(泊数) 総数 【人日/月】	身体障害者	234	245	258
		知的障害者	528	555	582
		精神障害者	30	31	33
		障害児	127	133	140
		合 計	919	964	1,013

ウ 日中活動系サービス

サービス種別	サービス内容
生活介護	常時介護が必要な障害者で、障害支援区分3(あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4)以上、又は年齢が50歳以上で、障害支援区分2(あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3)以上の場合等が対象となります。 事業所において、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービスを行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象として、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的・精神障害者を対象として、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、入浴・排せつ・食事に必要な支援、生活等に関する相談などの支援を行います。
就労選択支援 *令和7年度 (2025年度) 10月～	新たに就労継続支援(A型・B型)又は就労移行支援を利用する意向がある障害者、既に当該サービスを利用しており支給決定の更新の意向がある障害者が対象として想定されます。 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるように、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスとなることが見込まれます。
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者が対象となります。 事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労後における職場定着のために必要な訓練、指導等のサービスを行います。
就労継続支援 (A型)	一般の事業所に雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障害者が対象となります。 一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを行います。
就労継続支援 (B型)	企業等での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障害者や就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結び付かなかった障害者が対象となります。 雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを行います。
就労定着支援	一般就労後、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている障害者に対して、安定した就労が続けられるように、事業者等との連絡調整や生活面等の支援を行います。
療養介護	医療を要する障害者で常時介護を要する方が対象となります。 主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを行います。

サービス種別	単位		障害種別	令和 6 年度 (2024年度)	令和 7 年度 (2025年度)	令和 8 年度 (2026年度)
生活介護	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者		147	151	156
		知的障害者		434	440	446
		精神障害者		50	52	55
		合 計		631	643	657
	月平均利用日数総数 【人日/月】	身体障害者		2,495	2,568	2,642
		知的障害者		8,447	8,599	8,754
		精神障害者		668	735	808
		合 計		11,610	11,902	12,204
定員数【人】			926	972	1,021	
自立訓練 (機能訓練)	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	5	5	6	
	月平均利用日数総数 【人日/月】	身体障害者	51	53	55	
	定員数【人】			0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	月平均利用者数 【人/月】	知的障害者	19	21	23	
		精神障害者	6	6	6	
		合 計	25	27	29	
	月平均利用日数総数 【人日/月】	知的障害者	321	353	388	
		精神障害者	54	55	55	
		合 計	375	408	443	
	定員数【人】			18	19	19
就労選択支援*	月平均利用者数【人/月】		—	139	277	
就労移行支援	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	7	7	7	
		知的障害者	25	27	28	
		精神障害者	88	93	97	
		合 計	120	127	132	
	月平均利用日数総数 【人日/月】	身体障害者	126	132	139	
		知的障害者	410	428	446	
		精神障害者	1,474	1,548	1,625	
		合 計	2,010	2,108	2,210	
定員数【人】			105	110	115	
就労継続支援 (A型)	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	33	35	36	
		知的障害者	69	76	83	
		精神障害者	99	104	109	
		合 計	201	215	228	
	月平均利用日数総数 【人日/月】	身体障害者	680	748	823	
		知的障害者	1,268	1,395	1,534	
		精神障害者	1,732	1,819	1,910	
合 計			3,680	3,962	4,267	
定員数【人】			260	286	315	
就労継続支援 (B型)	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	86	95	104	
		知的障害者	303	317	331	
		精神障害者	189	208	228	
		合 計	578	620	663	
	月平均利用日数総数 【人日/月】	身体障害者	1,410	1,551	1,706	
		知的障害者	5,380	5,598	5,825	
		精神障害者	2,571	2,828	3,111	
		合 計	9,361	9,977	10,642	
定員数【人】			875	1,007	1,158	
就労定着支援	月平均利用者数【人/月】		57	59	61	
	市内指定事業所数【箇所】		6	7	7	
療養介護	月平均利用者数【人/月】		25	27	28	

*令和7年度(2025年度)10月からの事業実施を見込み算出

エ 居住系サービス

サービス種別	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者でひとり暮らしを希望する方に対し、定期的な巡回訪問や随時対応により、生活等に関する相談などの援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを行います。
施設入所支援	生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて夜間等における入浴・排せつ・食事などの介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援等を行います。

サービス種別	単位	障害種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立生活援助	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	0	0	0
		知的障害者	0	0	0
		精神障害者	0	0	0
		合 計	0	0	0
	定員数【人】		0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	18	20	22
		知的障害者	288	302	317
		精神障害者	68	75	82
		合 計	374	397	421
	定員数【人】*		439	483	531
施設入所支援	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	32	32	32
		知的障害者	99	100	102
		精神障害者	4	5	5
		合 計	135	137	139

*本市が指定している事業所の定員数とし従たる住居が市外にあるものを含みます。

オ 地域生活支援拠点等

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援拠点等の 設置	拠点等の設置箇所数 【各年度末】	1	1	1
地域生活支援拠点等の コーディネーターの配置	コーディネーターの配置人数 【各年度末】	5	5	5
地域生活支援拠点等の 検証及び検討の実施	検証及び検討の実施回数 【回/年】	2	2	2

*地域生活支援拠点等の設置について、本市は面的整備により設置しています。

カ 相談支援(計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援)

サービス種別	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対し、障害福祉サービス以外の社会資源も活用した支援が総合的かつ効率的に行われるように、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整を行い、サービスが計画に基づいて適正に提供されているかモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

サービス種別	単位	障害種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画相談支援	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	190	199	208
		知的障害者	462	485	509
		精神障害者	236	246	257
		障害児	2	2	2
		合 計	890	932	976
地域移行支援	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	0	0	0
		知的障害者	0	0	0
		精神障害者	0	0	0
		合 計	0	0	0
地域定着支援	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	0	0	0
		知的障害者	0	0	0
		精神障害者	0	0	0
		合 計	0	0	0

③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込みと確保の方策

【見込み量設定の考え方】

協議の場の開催回数や参加者数等については、協議の場である自立支援協議会の地域移行・地域定着部会の取組状況や運営方法の見直し等を踏まえて見込みました。

【見込み量確保のための方策】

自立支援協議会との連携強化を図るとともに、持続可能な運営体制も踏まえ、実施します。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年間開催回数 【回/年】	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの年間参加者数 【人/年】	30	30	30
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年間目標設定及び評価の実施回数 【回/年】	3	3	3

④相談支援体制の充実・強化のための取組に関する見込みと確保の方策

【見込み量設定の考え方】

基幹相談支援センター及び自立支援協議会の取組状況や運営方法の見直し等を踏まえて見込みました。

【見込み量確保のための方策】

自立支援協議会との連携強化を図るとともに、持続可能な運営体制も踏まえ、実施します。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数【件/年】	10	10	10
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数【件/年】	2	2	2
地域の相談機関との連携強化の取組	年間実施回数【回/年】	48	48	48
個別事例の支援内容の検証	年間実施回数【回/年】	1	1	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	配置数	2	2	2
茨木市障害者地域自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	実施回数(頻度)【回/年】	1	1	1
	参加事業者・機関数【社/年】	10	10	10
茨木市障害者地域自立支援協議会の専門部会の設置	設置数	5	5	5
	実施回数(頻度)【回/年】	20	20	20

⑤障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する見込みと確保の方策

【見込み量設定の考え方】

「障害福祉サービス等に係る各種研修の活用」については、令和3年度(2021年度)における障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加実績を踏まえて見込みました。

「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」については、事業者に対する集団指導等の場を活用し、共有を行うことを踏まえて見込みました。

「障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有」については、大阪府で設置されている「指定・指導業務に関する調整会議」の場を活用することや関係する市町村等との連携を行うことを見込みました。

【見込み量確保のための方策】

「障害福祉サービス等に係る各種研修の活用」については、大阪府等の実施する各種研修等へ積極的に参加します。

「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」については、障害福祉サービス等の給付費に係る過誤請求(エラー)の多い項目について、事業者に対する集団指導等で注意喚起を行い、不正請求等の未然防止に向けた取組を実施します。

「障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有」については、大阪府で設置されている「指定・指導業務に関する調整会議」にて、大阪府内の指定権限を有する市町村等と情報共有を行うとともに、課題の対応策を協議することや関係する市町村等と連携を図ります。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害福祉サービス等に係る 各種研修の活用	年間参加人数 【人/年】	51	51	51
	体制の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等 システムによる審査結果の共有	年間実施回数 【回/年】	13	13	13
	体制の有無	有	有	有
障害福祉サービス事業所等 に対する指導監査の結果の共有	年間実施回数 【回/年】	2	2	2
	体制の有無	有	有	有

⑥地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方策

【見込み量設定の考え方】

各事業共通して、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)までの3か年の利用実績をもとに、令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)までの利用状況の推移を勘案し見込みました。

理解促進研修・啓発事業については、自立支援協議会研修会等、市民、事業者、市民活動団体が、障害に対する理解を深めるための研修や啓発を主体的に行うように促進します。また、当該事業については、市、自立支援協議会、市民、市内障害福祉サービス事業所、市民活動団体等による啓発イベントの実施状況を踏まえて設定しました。自発的活動支援事業については、自立支援協議会との連携強化を図り、障害のある人やその家族が悩みや情報を交換できる交流活動など、市民等が自発的に行う活動に対して支援を行います。

相談支援事業については、現在の相談支援体制等の状況を踏まえて設定しました。

障害者相談支援事業については、障害者相談支援センターが各エリアにおける地域の身近な相談機関となり、サービスの利用援助により速やかに指定特定相談支援事業所による継続的な支援体制へつなげる又は重層的支援体制整備事業による伴走型支援を活用するなど、効果的な支援体制の確保を図ります。また、年齢や分野を超えた複合的な課題を抱えた当事者や世帯への迅速な対応を図るため、地区保健福祉センターが、地域の支援拠点となるように、令和3年度(2021年度)から圏域ごとに順次整備を進めており、引き続き障害のある人の生活を支える地域づくりを進めます。

基幹相談支援センター機能強化事業については、地域の相談支援の中核として、障害者相談支援事業所に対し、総合的な調整や専門的な支援を行うとともに、権利擁護の取組を推進するほか、地域移行・地域定着の促進等の取組を行います。

住宅入居等支援事業については、事業の実施は予定しておりませんが、個別ケースの中で住宅入居等にかかる支援を行います。

成年後見制度利用支援事業については、令和4年度(2022年度)の利用実績等をもとに、制度の利用促進による今後の推移を見込みました。

成年後見制度法人後見支援事業については、利用者のニーズ及び事業の対象となる法人に応じて実施を検討します。

意思疎通支援事業における要約筆記者派遣については、パソコンでの要約筆記の周知に取り組むとともに、派遣体制の充実を行う考え方をもとに見込みました。

移動支援については、事業の性質上、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響が大きかったと考えられるため、特に影響の大きかった令和2年度(2020年度)の利

用実績を除き、令和3年度(2021年度)、令和4年度(2022年度)の利用実績をもとに、今後の増加を見込みました。

地域活動支援センター、訪問入浴サービス事業、日帰りショートステイ事業(日中一時支援事業)については、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)までの3か年の利用実績をもとに、令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)までの利用状況の推移を勘案し見込みました。

【見込み量確保のための方策】

- 市広報誌やホームページ、「障害者福祉のてびき」などを通じて利用者に対しサービスの周知を図ります。
- 理解促進研修・啓発事業については、引き続き、啓発イベント等の実施、促進に努めます。
- 相談支援事業については、各々の役割について確認・整理を行うとともに、重層的支援体制における位置付けや業務の効率化と効果性も踏まえ、相談支援体制の確保に努めます。
- 基幹相談支援センターについては、障害者相談支援事業所との適切な役割分担のもと、連携を図りながら、効率的かつ効果的な相談支援体制の確保や相談支援従事者の質の向上に努めます。
- 成年後見制度利用支援事業については、障害者相談支援事業所等と連携し、対象となる利用者の把握に努めるとともに制度の周知を図り、利用促進に努めます。
- 意思疎通支援事業については、登録手話通訳者の研修等を実施し、資質の向上に努めるとともに、利用者のニーズを把握し、手話通訳者等の派遣体制の充実に努めます。
- 日常生活用具給付等事業については、利用者のニーズの把握による品目の見直しを適時検討するとともに、適正な給付に努めます。
- 移動支援事業については、研修等を実施し、移動支援についての人材育成に努めます。
- 地域活動支援センターについては、活用できる他施策による日中活動場所や居場所の整備状況や利用状況及び重層的支援体制における位置付けを考慮した事業のあり方について検討し、障害者のニーズの動向に沿った効率的かつ効果的な事業となるように努めます。
- 日帰りショートステイ事業(日中一時支援事業)等については、事業者へ働きかけ、サービス提供体制の確保に努めます。

ア 理解促進研修・啓発事業

サービス種別	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障害者の理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

イ 自発的活動支援事業

サービス種別	サービス内容
自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等による交流活動やボランティア等の社会活動など、地域において自発的に行われる活動を支援します。

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

ウ 相談支援事業

サービス種別	サービス内容
障害者相談支援事業	障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。
基幹相談支援センター	身体・知的・精神障害者の相談を総合的に行うとともに、地域の障害者相談支援事業所間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行います。
基幹相談支援センター機能強化事業	基幹相談支援センターへの専門職の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望し保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者相談支援事業	実施箇所数	10	10	10
	基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

エ 成年後見制度利用支援事業

サービス種別	サービス内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障害者が、障害福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行えるようにするため、成年後見制度の利用支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、業務を適正に行うことができる体制の構築等を行います。

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度利用支援事業	年間利用者数	12	11	11
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

オ 意思疎通支援事業

サービス種別	サービス内容
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、手話奉仕員の養成、点訳・音訳等による支援事業を実施します。

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者派遣事業	年間利用件数	2,457	2,566	2,679
	時間数	1,624	1,695	1,769
要約筆記者派遣事業	年間利用件数	21	23	25
	時間数	236	259	281
手話通訳者設置事業	年間設置者数	5	5	5

カ 日常生活用具給付等事業

サービス種別	サービス内容
日常生活用具給付等事業	在宅で生活している重度障害者の日常生活上の便宜を図るため、障害の種別や程度に応じて日常生活用具等の給付又は貸与を行います。

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練支援用具	件	24	25	26
自立生活支援用具	件	74	78	81
在宅療養等支援用具	件	48	48	48
情報・意思疎通支援用具	件	61	64	67
排泄管理支援用具	件	7,834	8,226	8,637
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	8	8	9

キ 手話奉仕員養成研修事業

サービス種別	サービス内容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成を行う事業を実施します。

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話奉仕員養成研修事業	年間養成講習 修了者数	60	60	60

＊数値は年間の養成研修修了者数

ク 移動支援事業

サービス種別	サービス内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要な外出や余暇活動等に参加するための外出支援を行います。

サービス種別	単位	障害種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
移動支援事業	年間利用者数	身体障害者	91	100	110
		知的障害者	328	361	397
		精神障害者	91	100	110
		障害児	48	53	59
		合 計	558	614	676
	年間延べ利用 時間数	身体障害者	17,111	17,966	18,865
		知的障害者	58,266	61,179	64,238
		精神障害者	14,232	14,944	15,691
		障害児	5,257	5,520	5,796
		合 計	94,866	99,609	104,590

ケ 地域活動支援センター

サービス種別	サービス内容
地域活動支援センター	地域で生活する障害者の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援や様々な相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などを行います。 I型＝精神保健福祉士等の専門職を配置し、医療・福祉及び地域基盤との連携強化のための調整、普及啓発を行います。 II型＝機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 III型＝地域の実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数	1	1	1
	年間利用者数	168	176	185
地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数	1	1	1
	年間利用者数	25	22	20
地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数	1	1	1
	年間利用者数	10	10	10

コ その他の事業(任意事業)

サービス種別	サービス内容
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅で生活している重度身体障害者を対象に、入浴車で居宅を訪問し、入浴介助を行います。
日帰りショートステイ事業(日中一時支援事業)	障害者の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図るために、日中における見守り等を行います。

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問入浴サービス事業	年間利用者数	6	6	7
	人日	124	126	127
日帰りショートステイ事業(日中一時支援事業)	年間利用者数	110	111	112
	人日	124	126	127

*第6期計画(令和5年度(2023年度))までは延べ人数を計上していましたが、第7期計画(令和6年度(2024年度))より実人数の件数で計上しています。

4 障害児福祉計画（第3期）

（1）第3期計画の目標設定と実現に向けた取組

障害児支援の提供体制の確保に当たっては、第2期計画での5つの基本的考え方を継承した取組を実施します。

- 重層的な地域支援体制の構築
- 保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援
- 地域社会への参加・包容（インクルージョン）※の推進
- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 障害児相談支援の提供体制の確保

（2）成果目標

①児童発達支援センター

児童発達支援センターを地域の障害児の発達支援において中核的な役割を担う機関として位置付け、障害児通所支援等を実施する事業所等と連携した、重層的な支援体制の構築をめざします。なお、令和6年（2024年）4月施行の改正児童福祉法により、児童発達支援センターの従来の類型（福祉型・医療型）は一元化されます。

【目標値設定の考え方】

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築をめざし、児童発達支援センターあけぼの学園と藍野療育園を設置しています。

児童発達支援センターは次の機能が充実するように取り組みます。

- ア 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- イ 地域の障害児通所支援事業所に対する支援内容等の助言・援助機能
- ウ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- エ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援センター	か所	2	2	2

※包容（インクルージョン）：
すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるように、社会の構成員として包み込み支え合うこと。

②保育所等訪問支援

保育所等の施設を訪問し、その施設に通う児童が集団生活に適応するための専門的な支援等を行います。

【目標値設定の考え方】

国の基本的な指針や大阪府の考え方に基づき、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、身近な地域で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築していきます。また、引き続き保護者や受け入れ先である保育所、認定こども園、幼稚園、学校等にサービス内容の理解を進めるための取組を実施します。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保育所等訪問支援事業所数	か所	5	6	6

③医療的ニーズへの対応

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を行います。

また、府立福祉情報コミュニケーションセンター等関係機関と連携すること等により、難聴児の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施につながるよう努めます。

【目標値設定の考え方】

医療的ケアが必要な重症心身障害児等がより身近な地域で必要な支援を受けられるように、令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を新たにそれぞれ1か所確保するよう努めます。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	か所	5	5	6
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	か所	7	7	8

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【目標値設定の考え方】

医療的ケアが必要な児童に対しては、保健、医療、福祉、保育、教育等多くの分野の関係機関が共通の理解に基づき、支援をしていくことが重要であることから、自立支援協議会「こども支援部会」を協議の場として位置付けています。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
関係機関の協議の場	か所	1	1	1

⑤医療的ケア児等コーディネーターの配置

【目標値設定の考え方】

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターについて、福祉関係から1人、医療関係から1人配置します。

サービス等種別			令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
医療的ケア児等 コーディネーターの配置	福祉関係	人	1	1	1
	医療関係	人	1	1	1

コラム

切れ目のない支援のために

いばらきっ子ファイルをご活用ください

たとえばこんなときに

- ・福祉サービスを利用し、支援者が増えてきたので、様子を共有したい！
- ・今までの支援を聞かれたときにこたえられるようにしたい！
- ・こどものことをどうやって伝えたらよいのか困る。

この1冊でこどもの基本的な情報を支援者に伝えやすくなります！！

サポート編：

こどもが生まれてからの成長発達の様子の他、専門的な助言や検査の結果などについても記録するもの



プロフィール編：

初めて接する人にこどもの特性や接し方について知ってもらうための情報を記載するもの

(3)活動指標

①障害児通所支援

サービス等種別	サービス内容
児童発達支援	就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	医療的ケアが必要な児童等で、通所支援を受けるための外出が困難な児童に対して、居宅を訪問し日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【見込み量設定の考え方】

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までの5か年の利用実績をもとに令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)までの利用状況の推移を勘案し見込みました。

児童発達支援・放課後等デイサービスについては発達障害の認知の広がりや、支援学級、支援学校等に在籍する児童・生徒の増加を考慮し、引き続き利用者の増加を見込みました。

保育所等訪問支援については、インクルーシブ保育・教育の進展に伴うニーズの高まりを考慮し見込みました。

居宅訪問型児童発達支援については利用実績を踏まえ見込みました。

【見込み量確保のための方策】

障害児通所支援の提供体制が充実するように、障害児の多様なニーズに対応できる、総合的な支援を提供する事業者の参入促進を図ります。また、医療的ケアが必要な重症心身障害児や著しい行動障害のある児童を支援する事業所など特別なニーズに対応する事業所の参入を促進するため、関係機関との連携を通して、課題の把握等に努めながら、市内事業所の一層の充実を図ります。

居宅訪問型児童発達支援については、市内にはまだこのサービスを実施できる事業所が少ないことから、提供体制の確保に努める必要があります。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援	人	730	790	850
	人日	3,650	3,940	4,250
放課後等デイサービス	人	1,910	2,150	2,420
	人日	9,070	9,980	10,980
保育所等訪問支援	人	49	64	84
	回	49	64	84
居宅訪問型児童発達支援	人	2	2	2
	回	5	5	5

*数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

*「回」は、「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用回数」

②障害児相談支援

本人や家族のニーズに応じた支援が適切に提供されるように、障害児通所支援等を利用する前に、指定障害児相談支援事業者が支援全体をコーディネートした障害児支援利用計画を作成し、利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【見込み量設定の考え方】

障害児相談支援については、平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までの5か年の利用実績の推移を勘案し見込みました。

【見込み量確保のための方策】

必要とする利用者にサービス提供ができるように相談支援専門員の確保を図ります。また、基幹相談支援センターや児童発達支援センター等を通じ、障害児相談支援を担う事業所へのスキルアップや運営面での支援に努めます。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害児相談支援	人	108	117	127

*障害児相談支援は1か月当たりの利用人員(モニタリング含む)

【障害児相談支援の充実】

障害児相談支援については、令和4年度(2022年度)末のセルフプラン率は84.4%と北摂地域(7市)・大阪府下共に3番目に高く、障害児相談支援を十分に提供できていない状況です。

これは、相談支援専門員の不足と障害児通所支援の利用者の増加が要因と考えられます。『障害児通所支援に関する検討会報告書』(令和5年(2023年)3月28日 厚生労働省発出)では、特に「複数の事業所を併用する場合」や「医療的ケア児などのケアニーズが高く、多機関連携で支援にあたる場合」等には、相談支援事業所による支援を進める必要性が示されています。

令和4年度(2022年度)末の障害児通所支援と障害福祉サービスを併用する340人への障害児相談支援の提供を目安とし、相談支援専門員常勤換算数について、令和8年度(2026年度)末までに31人とすることを目標として設定します。

また、保護者等に障害児相談支援について説明する機会を設ける等、制度の周知に努めます。

③発達障害児等に対する支援

本市においては、大阪府が実施したペアレントトレーニングインストラクター養成研修を受講した職員等が中心となり、児童発達支援センターあけぼの学園がペアレントトレーニングを実施してきました。また、大阪府のペアレントメンター※事業によるペアレントメンターを市民や支援者向けの研修会の講師として活用するなど、従来から発達障害児等に対する支援についても取り組んできました。

引き続き、大阪府のペアレントトレーニング、ペアレントメンター等の発達障害児等に対する支援施策と連携しつつ、見通しを持つことができず不安な思いを抱え、孤立してしまいがちな発達障害児の保護者等に寄り添いながら支援をしていく必要があるため、次の活動指標を設定します。

※ペアレントメンター：

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味で、発達障害のこどもを育てた保護者が、その育児経験をいかし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して共感的な支援を行う。具体的には、グループ相談やこどもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしている。

ア ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等

【見込み量設定の考え方】

児童発達支援センターあけぼの学園等において実施する保護者支援プログラムの利用状況や今後のニーズの増加を踏まえ見込みました。

【見込み量確保のための方策】

ペアレントプログラム等は、少人数で実施することがより効果的であることから、市が直接実施することに加え、障害児支援の重要な担い手である障害児通所支援事業所においても、ペアレントプログラム等を実施できる体制を整えるため、事業所への支援に努めます。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	人/年	16	24	32
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	人/年	5	5	10

イ ペアレントメンター

大阪府が実施するペアレントメンター事業に登録されているペアレントメンターを活用します。

ウ ピアサポート活動

【見込み量設定の考え方】

児童発達支援センターあけぼの学園が実施する障害のある児童の保護者向けの研修会(「ふわっと講座」)等において、障害のある児童の保護者である当事者を講師に招き、体験談等を通じての保護者の学習機会をこれまでから設定してきたことから、子育ての見通しを持つことが困難な保護者に向けた研修会等を、年1回は実施することとし、講師を務めることができる当事者の数を見込みました。

【見込み量確保のための方策】

ピアサポート活動については、保護者にとって身近な存在であるほど、共感も得やすいことから、障害児支援の重要な担い手である障害児通所支援事業所等においても、同様の取組を進めてもらうように働きかけ、必要に応じて企画を共に考えるなど実施する事業所への支援に努めます。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ピアサポート活動への参加人数	人／年	2	2	2

④地域生活支援事業(障害児通学支援)

義務教育期等の障害のある児童・生徒が、保護者等が病気その他やむを得ない理由により学校への送迎ができなくなった時に、期間を限定して通学支援のためのガイドヘルパーを派遣し、通学支援を行います。

【見込み量設定の考え方】

緊急時に対応するサービスであり、これまでの実績から年間を通じての見込量を設定することは困難ですが、制度の周知が進むことによる利用者数の増加を見込みます。

【見込み量確保のための方策】

実施事業所が少ないため、引き続きサービスの周知を進めることで事業の実施を促し、必要となった利用者のニーズに対応できる体制の構築をめざします。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害児通学支援	人	9	10	11
	時間	680	755	830

*上段は月当たりの平均利用者数、下段は年間延べ利用時間数

(4) こども・子育て支援との調和

障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるように地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、障害児福祉計画(第3期)と保育等のニーズ量を定めている「次世代育成支援行動計画(第4期)」との調和を図りつつ推進していく必要があります。

「次世代育成支援行動計画(第4期)」では、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの子育て支援施策のサービス量の見込みを設定しています。

①本市における障害児保育、教育等の状況

○障害児保育・教育の状況

■保育所・幼稚園等における支援を要する児童数

年度			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
保育所・認定 こども園等	箇所数	か所	46	46	46	56	57
	児童数	人	607	644	674	721	653
市立幼稚園	箇所数	か所	12	12	12	12	12
	児童数	人	161	162	185	170	160
要配慮児数合計		人	768	806	859	891	813

*各年度5月1日現在

■小中学校での状況(支援学級数ならびに支援学級在籍数)

年度			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
市立小学校	学校数	校	31	31	31	30	31
	学級数	組	184	197	203	205	203
	児童数	人	1,025	1,109	1,177	1,185	1,189
市立中学校	学校数	校	14	14	14	14	14
	学級数	組	67	66	63	65	62
	生徒数	人	334	328	316	329	336
支援学級在籍者合計		人	1,359	1,437	1,493	1,514	1,525

*各年度5月1日現在

■学童保育での状況(支援学級在籍の児童数)

年度		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
児童数	人	182	200	228	242	253

*各年度5月1日現在

②障害児数の推計

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害児数(障害児通所支援利用者数)	人	2,410	2,820	3,300

③茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)より

ア 年齢別人口の推移

■年齢別人口

		実績値				推計値	
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0歳	人	2,376	2,304	2,156	2,289	2,359	2,366
1歳	人	2,465	2,417	2,308	2,252	2,413	2,418
2歳	人	2,538	2,471	2,421	2,306	2,435	2,419
3歳	人	2,628	2,540	2,431	2,434	2,458	2,439
4歳	人	2,599	2,666	2,542	2,444	2,511	2,469
5歳	人	2,583	2,620	2,666	2,556	2,539	2,520
6歳	人	2,696	2,638	2,612	2,682	2,660	2,561
7歳	人	2,751	2,720	2,637	2,619	2,730	2,657
8歳	人	2,836	2,757	2,718	2,632	2,694	2,745
9歳	人	2,739	2,869	2,755	2,719	2,688	2,693
10歳	人	2,803	2,746	2,875	2,772	2,786	2,695
11歳	人	2,809	2,814	2,757	2,865	2,848	2,793
合計	人	31,823	31,562	30,878	30,570	31,121	30,775

イ 幼児期の教育・保育施設サービス等の量の見込み

■ 1号認定(3～5歳児が対象、幼稚園の利用希望がある認定区分)

		実績値				推計値		
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
推計児童人口		人	7,810	7,826	7,639	7,434	7,508	7,428
量の 見込み	1号認定	人	4,115	3,924	3,704	3,372	3,356	3,268
	他市のこども (受入)	人	821	762	709	623	599	512
	①計	人	4,936	4,686	4,413	3,995	3,955	3,780
確保の 内容	幼稚園 (特定教育・ 保育施設)	人	1,175	1,135	1,120	1,195	845	320
	認定こども園 (特定教育・ 保育施設)	人	944	1,219	1,261	1,491	1,652	1,723
	確認を受けない 幼稚園	人	3,865	3,550	3,550	3,095	3,095	3,095
	他市通園 (市内のこども)	人	438	407	378	353	351	342
	②計	人	6,422	6,311	6,309	6,134	5,943	5,480
差(②－①)		人	1,486	1,625	1,896	2,139	1,988	1,700

■ 2号認定(3～5歳児が対象、保育の必要性がある認定区分)

		実績値				推計値		
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
推計児童人口		人	7,810	7,826	7,639	7,434	7,508	7,428
量の見込み	保育利用希望	人	3,295	3,491	3,590	3,647	3,627	3,629
	①計	人	3,295	3,491	3,590	3,647	3,627	3,629
確保の内容	認定こども園 (特定教育・ 保育施設)	人	2,152 (2,048)	2,247 (2,243)	2,383 (2,366)	2,423 (2,416)	2,544 (2,521)	2,580 (2,545)
	保育所 (特定教育・ 保育施設)	人	1,099 (1,015)	1,205 (1,142)	1,187 (1,130)	1,204 (1,148)	1,267 (1,214)	1,298 (1,244)
	その他 (待機児童 対策事業)	人	43 (123)	39 (127)	20 (127)	20 (132)	20 (132)	20 (132)
	②計	人	3,294 (3,186)	3,491 (3,512)	3,590 (3,623)	3,647 (3,696)	3,831 (3,867)	3,898 (3,921)
	差(②－①)	人	△1 (△109)	0 (21)	0 (33)	0 (49)	204 (240)	269 (292)

*その他(待機児童対策事業)には、待機児童保育室及び私立幼稚園小規模保育事業卒園児受入推進事業を含みます。()内の数値は、確保の内容については利用定員を、差については利用定員と量の見込みとの差を表しています。

■ 3号認定(0～2歳児が対象、保育の必要性がある認定区分)

0歳児

		実績値				推計値		
		令和元年度 (2019年度)	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	
推計児童人口	人	2,376	2,304	2,156	2,289	2,359	2,366	
量の 見込み	必要利用定員 総数	人	484	498	483	498	512	524
	①計	人	484	498	483	498	512	524
確保の 内容	保育所 (特定教育・ 保育施設)	人	175 (168)	180 (178)	157 (169)	162 (169)	174 (182)	184 (192)
	認定こども園 (特定教育・ 保育施設)	人	269 (302)	279 (309)	277 (324)	291 (324)	293 (327)	295 (327)
	地域型保育 事業	人	35 (74)	35 (74)	46 (72)	41 (72)	41 (72)	41 (72)
	その他 (待機児童 対策事業)	人	5 (69)	4 (89)	3 (89)	4 (93)	4 (93)	4 (93)
	②計	人	484 (613)	498 (650)	483 (654)	498 (658)	512 (674)	524 (684)
	差(②－①)	人	0 (129)	0 (152)	0 (171)	0 (160)	0 (162)	0 (160)

1・2歳児

		実績値				推計値		
		令和元年度 (2019年度)	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	
推計児童人口	人	5,003	4,888	4,729	4,558	4,848	4,837	
量の 見込み	必要利用定員 総数	人	2,288	2,319	2,321	2,355	2,432	2,519
	①計	人	2,288	2,319	2,321	2,355	2,432	2,519
	保育所 (特定教育・ 保育施設)	人	694 (581)	718 (619)	662 (580)	661 (592)	702 (618)	729 (638)
確保の 内容	認定こども園 (特定教育・ 保育施設)	人	1,140 (1,040)	1,158 (1,078)	1,272 (1,166)	1,285 (1,196)	1,340 (1,258)	1,355 (1,258)
	地域型保育 事業	人	330 (310)	330 (310)	308 (309)	324 (309)	324 (309)	324 (309)
	その他 (待機児童 対策事業)	人	102 (218)	113 (307)	79 (307)	85 (317)	104 (317)	111 (317)
	②計	人	2,266 (2,149)	2,319 (2,314)	2,321 (2,362)	2,355 (2,414)	2,470 (2,502)	2,519 (2,522)
	差(②－①)	人	-22 (△)139	0 (△5)	0 (41)	0 (59)	38 (70)	0 (3)

保育利用率(0～2歳児)	38.9%	40.4%	41.7%	42.8%	43.7%
--------------	-------	-------	-------	-------	-------

*保育利用率：量の見込み①計÷推計児童人口

■ 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター、つどいの広場)

		実績値				推計値	
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①利用者数	人日	120,233	54,406	50,590	78,576	126,719	126,731
確保の内容	②受入可能 人数	人日	166,140	166,140	166,140	172,908	179,676
	実施箇所数	か所	25	25	25	27	29
差(②-①)	人日	45,907	111,734	115,550	87,564	46,189	52,945

■ 乳児家庭全戸訪問事業

		実績値				推計値	
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①訪問対象者の 見込み数	人	2,164	2,126	2,115	2,150	2,359	2,366
②確保の内容	人	2,164	2,126	2,115	2,150	2,359	2,366
差(②-①)	人	0	0	0	0	0	0

■ 養育支援訪問事業

		実績値				推計値	
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①訪問対象者の 見込み数	人	5	9	10	7	18	18
②確保の内容	人	5	9	10	7	18	18
差(②-①)	人	0	0	0	0	0	0

■ 時間外保育事業(延長保育事業)

		実績値				推計値	
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①利用者数の 見込み	人	2,370	2,450	2,435	2,458	2,492	2,526
確保の内容	②定員	人	5,513	6,022	6,052	6,052	6,052
	実施箇所数	か所	73	76	76	76	76
差(②-①)	人	3,143	3,572	3,617	3,594	3,560	3,526

■ 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

		実績値				推計値	
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①利用者数の見込み	人日	147,913	107,546	104,092	134,291	133,404	132,525
確保の内容	②受入可能人数	人日	414,180	415,155	418,275	445,575	418,275
	実施箇所数	か所	46	48	48	50	47
差(②-①)	人日	266,267	307,609	314,183	311,284	312,171	285,750

■ その他の一時預かり（保育所等）

		実績値				推計値	
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①利用者数	人	13,120	7,032	7,624	16,428	16,293	16,262
確保の内容	②受入可能人数	人	37,417	38,202	39,987	54,506	54,506
	実施箇所数	か所	38	38	40	41	41
差(②-①)	人	24,297	31,170	32,363	38,078	38,213	38,244

■ 放課後児童健全育成事業（学童保育）

小学1年生～3年生

		実績値				推計値	
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①利用者数の見込み	人	2,522	2,819	2,788	2,881	3,093	3,212
確保の内容	②受入可能人数	人	3,112	3,174	3,294	3,566	3,619
	実施箇所数	か所	38	39	41	42	42
差(②-①)	人	590	355	506	476	473	407

小学4年生～6年生

		実績値				推計値	
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
利用者数の見込み	人	53	87	82	115	115	115